

会社役員賠償責任保険普通保険約款

第1章 保険金を支払う場合

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含みます。以下「行為」といいます。）に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害（以下「損害」といいます。）に対して、この約款に従い、保険金を支払います。

第2条（損害の範囲）

当会社が前条（保険金を支払う場合）の規定により保険金を支払う損害は、次の①または②を被保険者が負担することによって生じる損害に限ります。

- ① 法律上の損害賠償金
- ② 争訟費用

第3条（用語の定義）

この約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

| 用語 | 定義 |
|------|--|
| 会社 | <p>次の法人をいいます。</p> <p>① 保険証券の記名法人欄に記載された法人（以下「記名法人」といいます。）</p> <p>② 記名法人の子会社の中で、保険証券の記名子会社欄に記載された法人（以下「記名子会社」といいます。）</p> |
| 役員 | <p>会社法上の取締役、執行役および監査役、ならびにこれらに準ずる者として保険証券の被保険者欄に記載された地位にある者であって、法令または定款の規定に基づいて置かれたものをいいます。会計参与および会計監査人を含みません。</p> |
| 被保険者 | <p>会社のすべての役員をいい、既に退任している役員およびこの保険契約の保険期間中に新たに選任された役員を含みます。ただし、初年度契約の保険期間の初日より前に退任した役員を除きます。</p> <p>また、役員が死亡した場合はその者とその相続人または相続財産法人を、役員が破産した場合はその者とその破産管財人を同一の被保険者とみなします。</p> |

| 用語 | 定義 |
|-----------|--|
| 一連の損害賠償請求 | <p>損害賠償請求がなされた時もしくは場所または損害賠償請求者の数等にかかわりなく、同一の行為またはその行為に関連する他の行為に起因するすべての損害賠償請求をいいます。その行為が同一の役員によってなされた行為であるか、他の役員によってなされた行為であるかを問いません。</p> <p>なお、一連の損害賠償請求を構成するすべての損害賠償請求は、最初の損害賠償請求がなされた時になされたものとみなします。</p> |
| 法律上の損害賠償金 | <p>法律上の損害賠償責任に基づく賠償金をいいます。ただし、税金、罰金、科料、過料、課徴金、懲罰的損害賠償金、倍額賠償金（これに類似するものを含みます。）の加重された部分ならびに被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合においてその約定によって加重された損害賠償金を含みません。</p> |
| 争訟費用 | <p>被保険者に対する損害賠償請求に関する争訟（訴訟、仲裁、調停または和解等をいいます。）によって生じた費用（被保険者または会社の従業員の報酬、賞与または給与等を除きます。）で、当会社が妥当かつ必要と認めたものをいいます。</p> |
| 継続契約 | <p>会社役員賠償責任保険普通保険約款に基づく当会社との保険契約（以下「会社役員賠償責任保険契約」といいます。）の保険期間の末日（その会社役員賠償責任保険契約が末日前に解除されていた場合はその解除日）を保険期間の初日とし、記名法人を同一とする会社役員賠償責任保険契約をいいます。</p> |
| 子会社 | <p>会社法に定める子会社または子会社に該当していた法人をいいます。</p> |
| 初年度契約 | 継続契約以外の会社役員賠償責任保険契約をいいます。 |
| 他の保険契約等 | 第1条（保険金を支払う場合）の損害を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。 |

第4条（保険責任の始期および終期）

- (1) 当会社の保険責任は、保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）の初日の午後4時（保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合は、その時刻）に始まり、末日の午後4時に終わります。
- (2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (3) 保険期間が始まった後であっても、当会社は、保険料領収前になされた損害賠償請

求による損害に対しては、保険金を支払いません。

第2章 保険金を支払わない場合

第5条 (保険金を支払わない場合ーその1)

当会社は、被保険者に対してなされた次の損害賠償請求に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

なお、次に記載されている事由または行為が、実際に生じまたは行われたと認められる場合に本条の規定が適用されるものとし、その適用の判断は、被保険者ごとに個別に行われるものとします。

- ① 被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得たことに起因する損害賠償請求
- ② 被保険者の犯罪行為（刑を科せられるべき違法な行為をいい、時効の完成等によって刑を科せられなかった行為を含みます。）に起因する損害賠償請求
- ③ 法令に違反することを被保険者が認識しながら（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）行った行為に起因する損害賠償請求
- ④ 被保険者に報酬または賞与その他の職務執行の対価が違法に支払われたことに起因する損害賠償請求
- ⑤ 被保険者が、公表されていない情報を違法に利用して、株式、社債等の売買等を行ったことに起因する損害賠償請求
- ⑥ 次の者に対する違法な利益の供与に起因する損害賠償請求
 - ア. 政治団体、公務員または取引先の会社役員、従業員等（それらの者の代理人、代表者または家族およびそれらの者と関係のある団体等を含みます。）
 - イ. 利益を供与することが違法とされるその他の者

第6条 (保険金を支払わない場合ーその2)

当会社は、被保険者に対してなされた次の損害賠償請求に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

なお、次に記載されている事由または行為については、実際に生じまたは行われたと認められる場合に限らず、それらの事由または行為があつたとの申立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合にも、本条の規定が適用されるものとします。本条の規定は、被保険者ごとに個別にではなく、その事由または行為があつたと申し立てられた役員に限らず、すべての被保険者に対して適用されます。

- ① 初年度契約の保険期間の初日より前に行われた行為またはその行為に関連する他の行為に起因する一連の損害賠償請求
- ② 初年度契約の保険期間の初日より前に会社に対して提起されていた訴訟およびこれらの訴訟の中で申し立てられた事実またはその事実に関連する他の事実に起因する一連の

損害賠償請求

- ③ この保険契約の保険期間の初日において、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を保険契約者またはいずれかの被保険者が知っていた場合（知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）に、その状況の原因となる行為またはその行為に関連する他の行為に起因する一連の損害賠償請求
- ④ この保険契約の保険期間の初日より前に被保険者に対してなされていた損害賠償請求の中で申し立てられていた行為またはその行為に関連する他の行為に起因する一連の損害賠償請求
- ⑤ 直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害賠償請求
 - ア. 地震、噴火、洪水、津波その他の天災
 - イ. 戦争（宣戦の有無を問いません。）、内乱、変乱、暴動、騒じょうその他の事変
 - ウ. 汚染物質の排出、流出、いっ出、漏出（それらが発生するおそれがある状態を含みます。）または汚染物質の検査、監視、清掃、除去、漏出等の防止、処理、無毒化もしくは中和化の指示・要求。汚染物質とは、固体状、液体状もしくは気体状のまたは熱を帯びた有害な物質または汚染の原因となる物質をいい、煙、蒸気、すす、酸、アルカリ、化学物質および廃棄物等を含みます。廃棄物には再生利用される物質を含みます。
 - エ. 核物質の危険性またはあらゆる形態の放射能汚染。核物質とは、核原料物質、特殊核物質または副生成物をいいます。危険性には、放射性、毒性または爆発性を含みます。
 - オ. 石綿または石綿を含む製品の発がん性その他の有害な特性
- ⑥ 次のものについての損害賠償請求
 - ア. 身体の障害（疾病または死亡を含みます。）または精神的苦痛
 - イ. 財物の滅失、破損、汚損、紛失または盗難（それらに起因する財物の使用不能損害を含みます。）
 - ウ. 口頭または文書による誹謗、中傷または他人のプライバシーを侵害する行為による人格権侵害
- ⑦ 記名子会社の役員に対する損害賠償請求のうち、次のもの
 - ア. その記名子会社が記名法人の会社法に定める子会社に該当しない間に行われた行為またはその行為に関連する他の行為に起因する損害賠償請求
 - イ. その記名子会社が記名子会社として保険証券に記載された時より前に行われた行為またはその行為に関連する他の行為に起因する損害賠償請求

第7条 (保険金を支払わない場合ーその3)

当会社は、被保険者に対してなされた次の損害賠償請求に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 他の被保険者または記名法人もしくはその子会社からなされた損害賠償請求、または株主代表訴訟であるかどうかにかかわらず、被保険者または記名法人もしくはその子会

社が関与して、記名法人もしくはその子会社の発行した有価証券を所有する者によってなされた損害賠償請求

② 会社の総株主の議決権につき、保険証券記載の割合（会社が複数である場合は、個々にその割合を算出するものとします。）以上を直接または間接的に有する者（株主権行使の指示を与える権限を有する者を含みます。以下「大株主」といいます。）からなされた損害賠償請求、または株主代表訴訟であるかどうかにかかわらず、大株主が関与して、会社の発行した有価証券を所有する者によってなされた損害賠償請求

第8条（保険金を支払わない場合ーその4）

(1) 当会社は、保険期間中に次に定める取引（以下「取引」といいます。）が行われた場合は、取引の発効日の後に行われた行為に起因する損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害に対しては、保険金を支払いません。なお、この場合においても、当会社は保険料を返還しません。

① 会社が第三者と合併すること、または会社の資産のすべてを第三者に譲渡すること。
② 第三者が、会社の総株主の議決権につき、直接または間接的に過半数を取得すること。

(2) 保険契約者または被保険者が（1）に規定する取引が行われた事実を遅滞なく当会社に対して書面により通知し、当会社が書面により承認した場合は、（1）の規定を適用しません。

第9条（保険金を支払わない場合ーその5）

当会社は、会社または被保険者が次のいずれかの米国の法令（その修正条項を含みます。）に違反したと主張する申立て（実際に違反し、または違反したと認められる場合に限りません。）に基づく損害賠償請求に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。本条の規定は、被保険者ごとに個別ではなく、その違反を申し立てられた役員に限らず、すべての被保険者に対して適用されます。

① Employee Retirement Income Security Act of 1974（1974年従業員退職所得保障法）（その修正条項、同法に基づき各州で制定された州法、その他これらに準ずる法令を含みます。）

② Racketeer Influenced and Corrupt Organizations Act, 18 U.S.C. §§1961 et seq.（1970年事業への犯罪組織等の浸透の取締りに関する法律（合衆国法律集18巻1961条以下）、その修正条項および同法に基づく法令を含みます。）

③ Securities Exchange Act of 1934（1934年証券取引所法）第16条(b)項（その修正条項、同種の州法およびコモン・ローを含みます。）

第3章 当会社の支払限度額

第10条（支払限度額および免責金額）

(1) 当会社がこの保険契約に基づき、一連の損害賠償請求について保険金を支払うべき損害の額は、被保険者ごとに次の算式によって得た額とします。

$$\left(\frac{\text{被保険者が} \text{被った} \text{損害} \text{の} \text{合計} \text{額}}{\text{被保険者} 1 \text{名} \text{あたりの} \text{免責} \text{金額}} \right) \times \frac{\text{保険証券記載} \text{の} \text{縮小} \text{支} \text{払} \text{割} \text{合}}{= \text{保険} \text{金} \text{を} \text{支} \text{払} \text{う} \text{損} \text{害} \text{の} \text{額}}$$

(2) 被保険者1名あたりの免責金額は、次の算式によって得た額または保険証券記載の役員1名あたりの免責金額のいずれか低い方の額とします。

$$\frac{\text{保険証券記載の} \text{1} \text{請求} \text{あたりの} \text{免責} \text{金額} \text{の} \text{上限}}{\div \text{損害} \text{を} \text{被} \text{つ} \text{た} \text{被保険者} \text{の} \text{人} \text{数}} = \text{被保険者} 1 \text{名} \text{あたりの} \text{免責} \text{金額}$$

(3) (1) および (2) の規定において、第3条（用語の定義）の被保険者に関する規定に基づき同一の被保険者とみなされた者は、その人数にかかわらず、1名の被保険者とみなします。

(4) 当会社がこの保険契約に基づき支払う保険金の額は、すべての被保険者に対して支払う保険金の額を合算して、保険証券記載の保険期間中総支払限度額を限度とします。また、第24条（損害賠償請求等の通知）(2)の規定に基づき、この保険契約の保険期間中に受けたものとみなされる損害賠償請求についても、この規定が適用されるものとします。

(5) 当会社は、争訟費用を保険証券記載の保険期間中総支払限度額に加算して保険金を支払うものではありません。争訟費用は、損害の一部であり、(1)から(4)までの規定が適用されるものとします。

第11条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約につき他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額（以下「支払責任額」といいます。）の合計額が損害の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

第4章 保険契約者または被保険者の義務

第12条 (告知義務)

(1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、危険（損害の発生の可能性をいいます。以下同様とします。）に関する重要な事項のうち、保険契約申込書その他の書類の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたもの（他の保険契約等に関する事項を含みます。以下「告知事項」といいます。）について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。

(2) 保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が告知事項について故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) (2) の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。

① (2) の事実がなくなった場合

② 当会社が保険契約締結の際、(2) の事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合（当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。）

③ 保険契約者または被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の損害賠償請求がなされる前に告知事項につき書面をもって訂正を当会社に申し出、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社は、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。

④ 当会社が(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合

(4) (2) の規定による解除が第1条の損害賠償請求による損害の発生後になされた場合であっても、第19条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(5) (4) の規定は、(2) の事実に基づかずになされた第1条の損害賠償請求による損害には適用しません。

第13条 (通知義務)

(1) 保険契約締結の後、保険契約申込書その他の書類の記載事項の内容に変更を生じさせる事実（保険契約申込書その他の書類の記載事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。）が発生した場合は、保険契約者または被保険者は、事実の発生がその責めに帰すべき事由によるときはあらかじめ、責めに帰すことのできない事由によるときはその発生を知った後、遅滞なく、書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。ただし、その事実がなくなった後は、当会社に申し出る必要はありません。

(2) (1) の事実がある場合 ((4) ただし書の規定に該当する場合を除きます。) は、当会社は、その事実について変更依頼書を受領したかどうかにかかわらず、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) (2) の規定は、当会社が(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または(1)の事実が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。

(4) 保険契約者または被保険者が(1)に規定する手続を怠った場合は、当会社は、(1)の事実が発生した時または保険契約者もしくは被保険者がその発生を知った時から当会社が変更依頼書を受領するまでの間になされた第1条（保険金を支払う場合）の損害賠償請求による損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、(1)に規定する事実が発生した場合において、変更後の保険料率が変更前の保険料率より高くなかったときを除きます。

(5) (4) の規定は、(1)の事実に基づかずになされた第1条の損害賠償請求による損害には適用しません。

第14条 (保険契約者の住所変更)

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第5章 保険契約の無効または解除および保険料の返還または請求

第15条 (保険契約の無効)

保険契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は、無効とします。

第16条 (保険契約の取消し)

保険契約者または被保険者による詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した

場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第17条（保険契約者による保険契約の解除）

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第18条（重大事由による解除）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- ① 保険契約者または被保険者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。
 - ア. 反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。なお、暴力団員には、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。以下同様とします。）に該当すると認められること。
 - イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ウ. 反社会的勢力を不當に利用していると認められること。
 - エ. 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
 - ④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- (2) 当会社は、被保険者が（1）③アからオまでのいずれかに該当する場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約（被保険者が複数である場合は、その被保険者に係る部分とします。）を解除することができます。
- (3) (1)または(2)の規定による解除が第1条（保険金を支払う場合）の損害賠償請求による損害の発生後になされた場合であっても、(1)①から④までの事由または(2)の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した第1条の損害賠償請求による損害に対しては、次条の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(4) 保険契約者または被保険者が（1）③アからオまでのいずれかに該当することにより（1）または（2）の規定による解除がなされた場合は、（3）の規定は、次の損害について適用しません。

- ① (1) ③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害
- ② (1) ③アからオまでのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害

第19条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第20条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）

- (1) 第12条（告知義務）(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還しましたは請求します。
- (2) 第13条（通知義務）(1)の事実が生じた場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき、未経過期間（その事実が生じた時以降の期間をいいます。）に対し日割をもって計算した保険料を返還しましたは請求します。
- (3) 保険契約者が（1）または（2）の規定による追加保険料の支払を怠った場合（当会社が保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。）は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (4) (1)または(2)の規定による追加保険料を請求する場合において、(3)の規定により当会社がこの保険契約を解除することができるときは、当会社は、保険金を支払いません（既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。）。ただし、第13条（1）の事実が生じた場合において、その事実が生じた時より前に発生した第1条（保険金を支払う場合）の損害賠償請求による損害については、この規定を適用しません。
- (5) (1)および(2)に規定する場合のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知して承認を請求し、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間（条件を変更する時以降の期間をいいます。）に対する保険料を返還しましたは請求します。
- (6) (5)の規定による追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前になされた第1条の損害賠償請求による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものと

して、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

第21条（保険料の返還－無効または失効の場合）

- (1) 第15条（保険契約の無効）の規定により保険契約が無効となる場合は、当会社は、保険料を返還しません。
- (2) 保険契約が失効した場合は、当会社は、未経過期間（失効した時以降の期間をいいます。）に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

第22条（保険料の返還－取消しの場合）

第16条（保険契約の取消し）の規定により当会社が保険契約を取り消した場合は、当会社は、既に払い込まれた保険料を返還しません。

第23条（保険料の返還－解除の場合）

- (1) 第12条（告知義務）(2)、第13条（通知義務）(2)、第18条（重大事由による解除）(1) または第20条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(3) の規定により当会社が保険契約を解除した場合は、当会社は、未経過期間（解除の時以降の期間をいいます。）に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
- (2) 第17条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により保険契約者が保険契約を解除した場合は、当会社は、保険料から既経過期間（保険期間の初日から解除の時までの期間をいいます。）に対して別表に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

第6章 保険金の請求手続

第24条（損害賠償請求等の通知）

- (1) 被保険者が損害賠償請求を受けた場合は、保険契約者または被保険者は、次の事項を遅滞なく当会社に書面により通知しなければなりません。
 - ① 損害賠償請求者の氏名および被保険者が最初にその請求を知った時の状況を含め、申し立てられている行為および原因となる事実に関する情報
 - ② 他の保険契約等の有無および内容（既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。）
- (2) 保険契約者または被保険者が、保険期間中に、被保険者に対して損害賠償請求がなされるおそれのある状況（ただし、損害賠償請求がなされることが合理的に予想される状況に限ります。）を知った場合は、その状況ならびにその原因となる事実および行為について、発生日および関係者等に関する詳細な内容を添えて、遅滞なく当会社に書面により通知しなければなりません。この場合において、通知された事実または行為に起因

して、被保険者に対してなされた損害賠償請求は、保険契約者または被保険者がその状況を知った時（知ったと合理的な理由に基づき判断できる時）をもってなされたものとみなします。

- (3) (1) または (2) の場合において、被保険者が第三者に対し求償することができるときは、保険契約者または被保険者は、求償権の保全または行使に必要な手続その他損害を防止軽減するために必要な一切の手段を講じなければなりません。
- (4) 保険契約者または被保険者が正当な理由なく（1）および（2）に規定する義務に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (5) 保険契約者または被保険者が正当な理由なく（3）に規定する義務に違反した場合は、当会社は、第1条（保険金を支払う場合）の損害の額から損害の発生または拡大を防止することができたと認められる額を差し引いて保険金を支払います。

第25条（争訟費用、法律上の損害賠償金）

- (1) 当会社は、必要と認めた場合は、損害賠償請求の解決に先立って、あらかじめ争訟費用を支払うことができるものとします。ただし、既に支払われた争訟費用の全額または一部について、この約款の規定により保険金の支払を受けられないこととなった場合は、被保険者は、支払われた額を限度として当会社へ返還しなければなりません。
- (2) 当会社は、この保険契約によって防御の義務を負担するものではありません。
- (3) 被保険者は、あらかじめ当会社の書面による同意がない限り、損害賠償責任の全部もしくは一部を承認し、または争訟費用の支払を行ってはなりません。この保険契約においては、当会社が同意した法律上の損害賠償金および争訟費用のみが損害として保険金支払の対象となります。
- (4) 被保険者およびその他の者に対してなされた損害賠償請求に関する争訟費用と被保険者およびその他の者が連帶して負担する法律上の損害賠償金について当会社が同意した場合は、保険契約者、被保険者および当会社は、被保険者およびその他の者それぞれが負担すべき金額の公正にして妥当な配分を決定するために協力するものとし、当会社は、その配分の決定に基づいて定まった損害に対して、保険金を支払います。

第26条（損害賠償請求解決のための協力）

- (1) 当会社は、必要と認めた場合は自己の費用をもって、被保険者に対する損害賠償請求についての調査、調停、仲裁、和解もしくは訴訟につき、被保険者に協力することができるものとします。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、当会社に協力し必要な情報を提供しなければなりません。
- (2) 被保険者が正当な理由なく（1）の協力の要求に応じない場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第27条（先取特権—法律上の損害賠償金）

- (1) 第1条（保険金を支払う場合）の損害賠償請求を被保険者に対して行う権利を有する者（以下「被害者」といいます。）は、被保険者の当会社に対する保険金請求権（第2条（損害の範囲）①の損害に対するものに限ります。以下この条において同様とします。）について先取特権を有します。
- (2) 当会社が第2条①の損害に対して保険金を支払うのは、次のいずれかに該当する場合に限ります。
- ① 被保険者が被害者に対して賠償債務を弁済した後に、当会社から被保険者に支払う場合（被保険者が弁済した賠償債務の金額を限度とします。）
 - ② 被保険者が被害者に対して賠償債務を弁済する前に、被保険者の指図により、当会社から直接、被害者に支払う場合
 - ③ 被保険者が被害者に対して賠償債務を弁済する前に、被害者が被保険者の当会社に対する保険金請求権についての先取特権を行使したことにより、当会社から直接、被害者に支払う場合
 - ④ 被保険者が被害者に対して賠償債務を弁済する前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを被害者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合（被害者が承諾した金額を限度とします。）
 - (3) 保険金請求権は、被害者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権を質権の目的とし、または（2）③の場合を除き、差し押さえることはできません。ただし、（2）①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

第28条（保険金の請求）

- (1) 被保険者の保険金請求権は、第2条（損害の範囲）①の損害に対するものは第1条（保険金を支払う場合）の損害賠償請求がなされた時に、第2条②の損害に対するものは被保険者が費用を支出した時に、それぞれ発生します。
- (2) 被保険者の保険金請求権は、次に定める時から、これを行えるものとします。
- ① 第2条①の損害に対するものは、判決、調停もしくは裁判上の和解または被保険者と被害者の間の書面による合意のいずれかによって被保険者の損害賠償責任の有無および第1条の損害の額が確定した時
 - ② 同条②の費用に対するものは、第1条の損害の額が確定した時
- (3) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち当会社が求めるものを保険証券に添えて当会社に提出しなければなりません。
- ① 保険金の請求書
 - ② 被保険者が損害賠償責任を負担することを示す判決書、調停調書もしくは和解調書または被保険者と被害者の間の示談書

- ③ 被保険者が法律上の損害賠償金を弁済したことおよびその金額を証明する書類
 - ④ 被保険者が保険金の請求をすることについて被害者の承諾があったことおよびその金額を証明する書類
 - ⑤ 争訟費用の支出を証する領収書または精算書
 - ⑥ その他当会社が次条（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (4) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、（3）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を保険契約者または被保険者に対して求めることができます。この場合は、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をを行わなければなりません。
- (5) 保険契約者または被保険者が正当な理由なく（4）に規定する義務に違反した場合または（3）もしくは（4）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もししくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第29条（保険金の支払時期）

- (1) 当会社は、被保険者が前条（3）に規定する手続を完了した日（以下この条において「請求完了日」といいます。）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、損害賠償請求の原因、損害賠償請求がなされた状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および事故と損害との関係
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (2) (1)の確認を行うため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、（1）の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日からその日を含めて次に掲げる日数（複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

- ① (1) ①から④までの事項を確認するために行う警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。） 180 日
- ② (1) ①から④までの事項を確認するために行う専門機関による鑑定等の結果の照会 90 日
- ③ 災害救助法が適用された災害の被災地域における (1) ①から⑤までの事項の確認のための調査 60 日
- ④ (1) ①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180 日
- ⑤ 損害賠償請求の原因となる事由もしくは事実の検証・分析を行うために特殊な専門知識・技術を要する場合、これらの事由もしくは事実が過去の事例・判例等に鑑みて特殊である場合または同一のもしくは関連する行為による被害者が多数となる等被害が広範に及ぶ場合において、(1) ①から④までの事項を確認するために行う専門機関による鑑定等の結果の照会 180 日
- (3) (2) ①から⑤までに掲げる特別な照会または調査を開始した後、(2) ①から⑤までに掲げる期間中に保険金を支払う見込みがないことが明らかになった場合には、当会社は、(2) ①から⑤までに掲げる期間内に被保険者との協議による合意に基づきその期間を延長することができます。
- (4) (1) から (3) までに掲げる事項の確認または照会もしくは調査に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくこれらの実行を妨げ、またはこれらに応じなかった場合（必要な協力を行わなかった場合を含みます。）は、これにより確認が遅延した期間については、(1) から (3) までの期間に算入しないものとします。

第30条（時効）

保険金請求権は、第 28 条（保険金の請求）(2) に定める時の翌日から起算して 3 年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第31条（代位）

- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は、次の額を限度として当会社に移転します。

- ① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合

被保険者が取得した債権の全額

- ② ①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

- (2) (1) ②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者および被保険者は、当会社に移転する (1) の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。保険契約者または被保険者が当会社に協力するために支出した費用は、当会社の負担とします。

第7章 管轄裁判所および準拠法

第32条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第33条（準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

（別表）

短期料率表

| 既経過期間 | 7日まで | 15日まで | 1ヶ月まで | 2ヶ月まで | 3ヶ月まで | 4ヶ月まで | 5ヶ月まで | 6ヶ月まで | 7ヶ月まで | 8ヶ月まで | 9ヶ月まで | 10ヶ月まで | 11ヶ月まで | 1年まで |
|-------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|------|
| 短期料率 | 10% | 15% | 25% | 35% | 45% | 55% | 65% | 70% | 75% | 80% | 85% | 90% | 95% | 100% |

保険料に関する規定の変更特約条項

第1節 用語の定義

第1条（用語の定義）

この特約条項において、用語の定義は、下表のとおりです。

| 用語 | 定義 |
|-------|--|
| 既経過期間 | 保険期間の初日からその日を含めて保険期間中の特定の日までの、既に経過した期間のことをいいます。 |
| 初回保険料 | 保険契約の締結の後、最初に払い込まれる保険料をいいます。保険料の払込方法が一時払の場合の一時払保険料を含みます。 |
| 書面等 | 書面または当会社の定める通信方法をいいます。 |
| 追加保険料 | 契約内容変更時等に当会社が追加して請求する保険料をいいます。 |
| 保険年度 | 初年度については、保険期間が1年以上の場合には保険期間の初日からその日を含めて1年間とし、保険期間が1年未満の場合には保険期間の末日までとします。次年度以降については、保険期間の初日応当日からその日を含めてそれぞれ1年間とし、保険期間の初日応当日から保険期間の末日までが1年未満の場合には保険期間の末日までとします。ただし、保険証券にこれと異なる記載がある場合には、保険証券の記載によります。 |
| 未経過期間 | 保険期間中の特定の日の翌日から保険期間の末日までの期間のことをいいます。 |

第2節 保険料の払込み

第1条（保険料の払込方法等）

- (1) 保険契約者は、この保険契約に対する保険料を、この保険契約の締結の際に定めた回数および金額に従い、保険証券記載の払込期日までに払い込まなければなりません。ただし、保険証券に初回保険料の払込期日の記載がない場合には、初回保険料は、この保険契約の締結と同時に払い込まなければなりません。
- (2) 次の①および②のすべてを満たしている場合は、当会社は、初回保険料払込前になされた損害賠償請求による損害に対しては、この保険契約に適用される会社役員賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）および特約条項（以下あわせて「適用約款」といいます。）に規定する初回保険料領収前になされた損害賠償請求の取扱いに関する規定を適用しません。

17/29

1777-ER04-16012-201706

- ① 保険証券に初回保険料の払込期日の記載があること。
② 次に規定する期日までに初回保険料の払込みがあること。

保険証券記載の初回保険料の払込期日の属する月の翌月末

- (3) 次のすべてに該当する場合に、最初に保険料の払込みを怠った保険証券記載の払込期日の属する月の翌月末までに被保険者が保険金の支払を受けるときは、その支払を受ける前に、保険契約者は、既に到来した保険証券記載の払込期日までに払い込むべき保険料の全額を当会社に払い込まなければなりません。保険契約者がその払い込むべき保険料の全額を払い込む前に当会社が保険金を支払っていた場合は、当会社は既に支払った保険金の返還を請求することができます。
- ① 保険証券に保険料の払込期日の記載がある場合
- ② 保険契約者が、損害賠償請求がなされた日以前に到来した保険証券記載の払込期日に払い込むべき保険料について払込みを怠った場合
- (4) 次のすべてに該当する場合は、当会社は、初回保険料が払い込まれたものとしてその損害賠償請求による損害に対して保険金を支払います。
- ① 損害賠償請求がなされた日が、保険証券記載の初回保険料の払込期日以前である場合
- ② 保険契約者が、初回保険料をその保険料の保険証券記載の払込期日までに払い込むことの確約を行った場合
- ③ 当会社が②の確約を承認した場合
- (5) (4) ②の確約に反して、保険契約者が (2) ②に規定する期日までに初回保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、保険契約者に対して、既に支払った保険金相当額の返還を請求することができます。

第2条（保険料の払込方法一口座振替方式）

- (1) 保険契約の締結の際に、次のすべてを満たしている場合は、保険契約者は、保険証券記載の払込期日に保険料（追加保険料を含みます。）を口座振替の方式により払い込むものとします。この場合において、保険契約者は、保険証券記載の払込期日の前日までにその保険証券記載の払込期日に払い込むべき保険料相当額を指定口座（保険契約者の指定する口座をいいます。以下この条において同様とします。）に預けておかなければなりません。
- ① 指定口座が、提携金融機関（当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。以下同様とします。）に設定されていること。
- ② 当会社の定める損害保険料口座振替依頼手続がなされていること。
- (2) 保険料払込方法が口座振替の方式の場合で、保険証券記載の払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当会社は、保険証券記載の払込期日に払込みがあったものとみなします。

18/29

1777-ER04-16012-201706

- (3) 保険料払込方法が口座振替の方式の場合で、保険証券記載の初回保険料の払込期日に初回保険料の払込みがないときは、保険契約者は、その保険料を第1条（保険料の払込方法等）(2)②に規定する期日までに当会社の指定した場所に払い込まなければなりません。
- (4) 保険契約者が第1条（保険料の払込方法等）(2)②に規定する期日までに初回保険料の払込みを怠った場合において、下表の左欄のいづれかの事由に該当するときは、それに対応する下表の右欄の規定を適用します。

| | |
|---|---|
| ① 初回保険料の払込みを怠った理由 が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかつたことによるとき。 ただし、口座振替請求が行われなかつた理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。 | 保険証券記載の初回保険料の払込期日の属する月の翌月の応当日をその初回保険料の保険証券記載の払込期日とみなしてこの特約条項の規定を適用します。 |
| ② 初回保険料の払込みを怠つたことについて、保険契約者に故意または重大な過失がなかつたと当会社が認めたとき。 | 第1条(2)②の「保険証券記載の初回保険料の払込期日の属する月の翌月末」を「保険証券記載の初回保険料の払込期日の属する月の翌々月末」に読み替えてこの特約条項の規定を適用します。この場合において、当会社は保険契約者に対して保険証券記載の初回保険料の払込期日の属する月の翌々月の保険証券記載の払込期日に請求する保険料をあわせて請求できるものとします。 |

第3条（第2回目以降の保険料不払の場合の免責等）

- (1) 第2回目以降の保険料について、保険契約者が次に規定する期日までにその払込みを怠つた場合は、当会社は、その保険証券記載の払込期日の翌日以降になされた損害賠償請求による損害に対しては保険金を支払いません。

その保険料を払い込むべき保険証券記載の払込期日の属する月の翌月末

- (2) 次のすべてに該当する場合は、当会社は、(1)の「その保険料を払い込むべき保険証券記載の払込期日の属する月の翌月末」を「その保険料を払い込むべき保険証券記載の払込期日の属する月の翌々月末」に読み替えてこの特約条項の規定を適用します。この場合において、当会社は保険契約者に対してその保険料を払い込むべき保険証券記載の払込期日の属する月の翌々月の保険証券記載の払込期日に請求する保険料をあわせて請求できるものとします。ただし、保険期間が1年を超えない保険契約において、この規定が既に適用されている保険契約者に対して、当会社は、保険期間内に払い込むべき

保険料を一括して請求できるものとします。

- ① 保険料払込方法が口座振替の方式の場合
- ② 保険契約者が(1)に規定する期日までの第2回目以降の保険料の払込みを怠つたことについて、保険契約者に故意または重大な過失がなかつたと当会社が認めた場合

第3節 保険契約の解除の特則

第1条（保険料不払による保険契約の解除）

- (1) 当会社は、次のいづれかに該当する場合には、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもつて行います。
 - ① 初回保険料について、第2節第1条（保険料の払込方法等）(2)②に規定する期日までに、その払込みがない場合。ただし、保険証券に初回保険料の払込期日の記載がない場合は、保険期間の初日の属する月の翌月末までに、初回保険料の払込みがないときとします。
 - ② 保険料を分割して支払う場合の第2回目以降の保険料について、第2節第3条（第2回目以降の保険料不払の場合の免責等）(1)に規定する期日までに、その払込期日に払い込むべき保険料の払込みがない場合
 - ③ 保険料の払込方法が分割払（年払を除きます。以下同様とします。）の場合において、保険証券記載の払込期日までに、その払込期日に払い込むべき保険料の払込みがなく、かつ、次回払込期日（保険証券記載の払込期日の次回の保険証券記載の払込期日をいいます。以下同様とします。）までに、次回払込期日に払い込むべき保険料の払込みがないとき。
 - ④ 第4節第1条（保険料の返還、追加または変更）(3)の追加保険料の払込みを怠つた場合（同節第1条(1)①または②の場合は、当会社が保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがなかつたときにつきに限ります。）ただし、変更手続き完了のお知らせに追加保険料払込期日（当会社が第4節第1条(1)②の承認の請求を受けた場合または同節第1条(1)①もしくは同節第1条(2)の承認をする場合において、当会社が設定する追加保険料の払込期日をいいます。以下同様とします。）が記載されている場合は、この規定を適用しません。
 - ⑤ 追加保険料払込期日を設定した場合において、第4節第1条(4)に規定する期日までに、その払込期日に払い込むべき追加保険料の払込みがないとき。
 - ⑥ 保険料の払込方法が分割払の場合において、保険契約者が保険料を第2節第1条(2)②に規定する期日または同節第3条(1)に規定する期日までに払い込んだときであつても、保険契約者がこの保険契約における保険料の払込みを免れることを目的として、故意にその次回に払い込むべき保険料の払込みを怠つたと当会社が認めるとき。

(2) (1) ⑥の規定に基づきこの保険契約を解除する場合において、当会社が既に支払った保険金（払込みを怠ったと当会社が認めた保険料を払い込むべき保険証券記載の払込期日の前回の保険証券記載の払込期日の翌日以降になされた損害賠償請求による損害に対して、支払った保険金に限ります。）があるときは、当会社はこの保険金相当額の返還を請求することができます。

第2条（保険契約者による保険契約の解除の特則）

- (1) 普通保険約款第17条（保険契約者による保険契約の解除）に定める解除の通知が行われた場合において、当会社が保険料を請求したときは、保険契約者は、その保険料を払い込まなければ保険契約を解除することができません。
- (2) 普通保険約款第17条（保険契約者による保険契約の解除）による保険契約の解除後に当会社が保険料を請求し、第1条（保険料不払による保険契約の解除）(1)のいずれかに該当した場合には、当会社は、普通保険約款第17条に規定する保険契約者による解除を取り消し、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。

第3条（保険契約解除の効力）

普通保険約款第19条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、第1条（保険料不払による保険契約の解除）(1)または第2条（保険契約者による保険契約の解除の特則）(2)の規定により保険契約を解除した場合、解除の効力は、下表の左欄に対応する下表の右欄に規定する時から、それぞれ将来に向かってのみその効力を生じます。

| | |
|----------------------|--|
| ① 第1条(1)①の規定による解除の場合 | 保険期間の初日 |
| ② 第1条(1)②の規定による解除の場合 | 第1条(1)②に規定する保険料を払い込むべき払込期日または保険期間の末日のいずれか早い日 |
| ③ 第1条(1)③の規定による解除の場合 | 第1条(1)③に規定する次回払込期日または保険期間の末日のいずれか早い日 |
| ④ 第1条(1)④の規定による解除の場合 | 第4節第1条（保険料の返還、追加または変更）(3)の追加保険料の払込みを怠った日 |
| ⑤ 第1条(1)⑤の規定による解除の場合 | 第4節第1条(4)に規定する期日または保険期間の末日のいずれか早い日 |
| ⑥ 第1条(1)⑥の規定による解除の場合 | 第1条(1)⑥に規定する期日の前月の保険証券記載の払込期日 |
| ⑦ 第2条(2)の規定による解除の場合 | 普通保険約款第17条（保険契約者による保険契約の解除）により解除した日 |

第4節 保険料の返還、追加または変更

第1条（保険料の返還、追加または変更）

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する場合において、保険料を変更する必要があるときは、(3)に規定する方法により取り扱います。

- ① 普通保険約款第12条（告知義務）(3)③に定める承認をする場合
② 普通保険約款第13条（通知義務）(1)に定める承認の請求を受けた場合

(2) 当会社は、(1)のほか、保険契約の締結の後、保険契約者が当会社に書面等により通知した保険契約の条件の変更を承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、(3)に規定する方法により取り扱います。この場合において、保険契約者は、正当な理由があり、かつ、当会社が認めるときを除いてこの通知を撤回することはできません。

(3) (1)および(2)の場合においては、下表の規定により取り扱います。

| | | |
|---|--|--|
| ① 保険料払込方法 が一時払の場合 | 保険契約の条件の変更前の保険料と変更後の保険料の差額に基づき当会社が算出した、未経過期間に対する保険料((1)②の場合は、保険契約者または被保険者の承認の請求に基づき、普通保険約款第13条（通知義務）(1)に規定する事実が発生した時以降の期間に対して、算出した保険料をいいます。)を返還し、または追加保険料を請求します。 | |
| ② 保険料払込方法 が一時払以外の場合 (保険料払込方法が一時払以外であっても、第2節第1条（保険料の払込方法等）(1)に規定するすべての回数の払込みが終了した場合で、この規定により変更すべき保険料がないときまたは保険期間を延長し、もしくは短縮するときは、①に規定する方法により取り扱います。) | 下表に規定する保険料を保険契約の条件の変更後の保険料((1)②の場合は、保険契約者または被保険者の承認の請求に基づき、普通保険約款第13条（通知義務）(1)に規定する事実が発生した時以降の期間に対して、算出した保険料をいいます。)に変更します。ただし、契約内容変更日の属する保険年度においては、当会社が認める場合は、①に規定する方法により取り扱います。 | |
| ア. 保険証券に初回保険料の払込期日の記載がある場合 | 当会社が承認の請求を受けた日または承認した日の属する月の翌月以降の保険料 | |
| イ. 保険証券に初回保険料の払込期日の記載がない場合 | 当会社が承認の請求を受けた日または承認した日以降の保険料 | |

(4) 保険契約者が(3)の追加保険料の払込みを怠った場合((1)①または②の場合は、

当会社が保険契約者に対し追加保険料を請求したにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがなかったときに限ります。)は、追加保険料領収前になされた損害賠償請求(当会社が(1)②の承認の請求を受けた場合、または(1)①もしくは(2)の承認をする場合に、承認の請求に係る事実が生じた日または当会社が承認を行った日以降、かつ、追加保険料を領収する前になされた損害賠償請求をいいます。ただし、当会社が保険期間の初日から保険料を変更する必要があると認めたときは、保険期間の初日以降、かつ、追加保険料を領収する前になされた損害賠償請求をいいます。)による損害に対しては、次の①または②の規定に従います。ただし、追加保険料払込期日を設定した場合で、次に規定する期日までに保険契約者が(3)の追加保険料の払込みを行ったときは、この規定は適用しません。

追加保険料払込期日の属する月の翌月末

- ① (1) および (3) の規定に基づき当会社が追加保険料を請求した場合は、当会社は、保険金を支払いません((1)①または②の場合は、第3節第1条(保険料不払による保険契約の解除)(1)④の規定により解除できるときに限ります。)。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、保険金の返還を請求することができます。
- ② (2) および (3) の規定に基づき当会社が追加保険料を請求した場合は、当会社は、保険契約条件の変更の通知がなかったものとして、適用約款に従い、保険金を支払います。
- (5) 保険契約の失効の場合は、当会社は、付表1に規定する保険料を返還します。
- (6) 次のいずれかの規定により、当会社が保険契約を解除した場合は、当会社は、付表1に規定する保険料を返還します。

- ① 普通保険約款第12条(告知義務)(2)
- ② 普通保険約款第13条(通知義務)(2)
- ③ 普通保険約款第18条(重大事由による解除)(1)または(2)
- ④ 第3節第1条(保険料不払による保険契約の解除)(1)
- ⑤ 第3節第2条(保険契約による保険契約の解除の特則)(2)

- (7) 普通保険約款第17条(保険契約による保険契約の解除)により、保険契約者が保険契約を解除した場合は、当会社は、付表2に規定する保険料を返還し、または請求できます。

第2条(追加保険料の払込み等一口座振替方式の場合の特則)

- (1) 次の規定に基づき当会社が請求した追加保険料について、追加保険料払込期日に追加保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、追加保険料を第1条(保険料の返還、追加または変更)(4)に規定する期日までに当会社の指定した場所に払い込まなければなりません。

- ① 第2節第2条(保険料の払込方法一口座振替方式)
- ② 第1条(3)
- (2) 次のすべてに該当する場合は、当会社は、第1条(保険料の返還、追加または変更)(4)の「追加保険料払込期日の属する月の翌月末」を「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末」に読み替えてこの特約条項の規定を適用します。この場合において、当会社は保険契約者に対して追加保険料払込期日の属する月の翌々月の払込期日に請求する保険料をあわせて請求できるものとします。ただし、保険期間が1年の保険契約において、保険契約者がこの規定を既に適用しているときは、保険期間内に払い込むべき保険料を一括して請求できるものとします。
- ① 保険契約者が追加保険料払込期日までの追加保険料の払込みを怠った場合
- ② ①の払込みを怠ったことについて保険契約者に故意または重大な過失がなかったと当会社が認めた場合
- (3) 当会社は、次の①および②のすべてに該当する場合においては、追加保険料払込期日の属する月の翌月の応当日を追加保険料払込期日とみなして下表の規定を適用します。
- ① 保険契約者が追加保険料払込期日までの追加保険料の払込みを怠った場合
- ② ①の払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかつたことによる場合。ただし、口座振替請求が行われなかつた理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。

- ア. 第3節第1条(保険料不払による保険契約の解除)
- イ. 普通保険約款第19条(保険契約解除の効力)および第3節第3条(保険契約解除の効力)
- ウ. 第2条(追加保険料の払込み等一口座振替方式の場合の特則)(1)および(2)
- エ. 第3条(保険料を変更する必要がある場合に損害賠償請求がなされた時等の取扱い)

- (4) 保険料払込方法が口座振替の方式の場合で、当会社が保険料を返還するときは、当会社が認める場合に限り、返還保険料の全額を一時にまたは当会社の定める回数に分割し、当会社の定める日に指定口座(この保険契約の保険料に関して、当会社が提携金融機関に対して口座振替請求を行う口座をいいます。)に振り込むことによって行うことができるものとします。
- (5) (4)の規定は、保険契約者からあらかじめ当会社に反対の意思表示がされている場合には適用しません。

第3条(保険料を変更する必要がある場合に損害賠償請求がなされた時等の取扱い)

- (1) 当会社が第1条(保険料の返還、追加または変更)(3)の追加保険料の払込みについて追加保険料払込期日を設定した場合において、次のすべてに該当するときは、当会社は、同条(4)の規定にかかわらず、追加保険料が払い込まれたものとして、その損

害賠償請求による損害に対して保険金を支払います。

- ① 損害賠償請求がなされた日が、追加保険料払込期日以前であること。
- ② 損害賠償請求がなされた日の前日までに到来した保険証券記載の払込期日までに払い込むべき保険料の全額が払い込まれていること。
- (2) (1)の場合において、損害賠償請求がなされた日が初回保険料払込期日以前のときは、(1)に規定する「損害賠償請求がなされた日の前日までに到来した保険証券記載の払込期日までに払い込むべき保険料の全額」を「初回保険料」と読み替えて適用します。ただし、保険契約者が第2節第1条（保険料の払込方法等）(4)②に規定する確約を行い、かつ、当会社が承認した場合は、当会社は、追加保険料が払い込まれたものとしてその損害賠償請求による損害に対して保険金を支払います。
- (3) 当会社が第1条（保険料の返還、追加または変更）(3)の追加保険料の払込みについて追加保険料払込期日を設定した場合において、保険契約者が同条(4)に規定する期日までに追加保険料の払込みを怠ったときは、当会社は、その払込期日の翌日以降になされた損害賠償請求による損害に対しては、次の規定に従います。
 - ① 追加保険料が、第1条(1)および(3)の規定により請求したものである場合は、当会社は、保険金を支払いません。
 - ② 追加保険料が、第1条(2)および(3)の規定により請求したものである場合は、当会社は、保険契約条件の変更の通知がなかったものとして、適用約款に従い、保険金を支払います。
- (4) 第1条（保険料の返還、追加または変更）(3)②の規定に基づき、当会社が保険料を変更した場合、(1)から(3)までの「追加保険料」を「保険料変更後の最初の払い込むべき保険料」と読み替えて適用します。
- (5) 第1条（保険料の返還、追加または変更）(4)ただし書の規定が適用され、かつ、損害賠償請求がなされた場合において、次の①から③までに規定する日時の確認について、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めたときには、保険契約者または被保険者は、遅滞なくこれを提出しなければなりません。また、当会社が行う確認に協力しなければなりません。
 - ① 普通保険約款第12条（告知義務）(3)③に規定する訂正の申出が行われた日時
 - ② 普通保険約款第13条（通知義務）(1)または第1条(2)に規定する通知が行われた日時
 - ③ 損害賠償請求がなされた日時

第5節 その他事項

第1条（適用約款との関係）

- (1) この特約条項が付帯された保険契約においては、普通保険約款の次の規定を適用し

ません。

- ① 第20条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）
- ② 第21条（保険料の返還—無効または失効の場合）(2)
- ③ 第23条（保険料の返還—解除の場合）
- (2) この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、適用約款の規定を適用します。

付表1 失効・当会社による解除の場合の返還保険料

| 保険期間 | 払込方法 | 返還保険料の額 |
|------|-----------|--|
| 1年 | 一時払、一時払以外 | <p>(1) 保険契約が失効した日または解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して「月割」をもって算出した保険料を差し引いた額（保険期間中の料率改定の有無にかかわらず、保険期間の初日における保険料に基づき算出するものとします。）</p> <p>(2) 未払保険料（未経過期間に対応する保険料を含みます。以下同様とします。）がある場合は、(1)の額からその未払保険料を差し引いた額</p> |
| 1年未満 | 一時払、一時払以外 | 保険期間が1年の場合の算出方法に準じて算出した額 |
| 1年超 | 一時払 | <p>(1) 保険契約が失効した日または解除された日の保険契約の条件に基づき算出したこの保険契約の保険期間に対応する保険料に対し、保険契約が失効した日または解除された日時点を経過年月とした付表3の「長期保険未経過料率」を乗じて算出した額（保険期間中の料率改定の有無にかかわらず、保険期間の初日における保険料に基づき算出するものとします。）</p> <p>(2) 未払保険料がある場合は、(1)の額からその未払保険料を差し引いた額</p> |
| | 一時払以外 | 保険期間が1年の場合の算出方法に準じて算出した額 |

付表2 保険契約者による解除の場合の返還保険料

| 保険期間 | 払込方法 | 返還保険料の額 |
|------|------|---|
| 1年 | 一時払 | <p>(1) 保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して普通保険約款別表の「短期料率」をもって算出した保険料を差し引いた額</p> |

| | | |
|-------|-------|---|
| | | <p>(*)1)</p> <p>(2) (1) にかかわらず、契約条件の変更に伴い、当会社の申出に応じて保険契約者が中途更新（保険契約が解除された日を保険期間の初日として当会社と保険契約を締結することをいいます。以下同様とします。）を行う場合は、保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して「日割」をもって算出した保険料を差し引いた額 (*)1)</p> <p>(3) 未払込保険料がある場合は、(1) または (2) の額からその未払込保険料を差し引いた額</p> |
| | 一時払以外 | <p>(1) 保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して「月割」をもって算出した保険料を差し引いた額 (*)1)</p> <p>(2) (1) にかかわらず、契約条件の変更に伴い当会社の申出に応じて保険契約者が中途更新を行う場合は、保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して「日割」をもって算出した保険料を差し引いた額 (*)1)</p> <p>(3) 未払込保険料がある場合は、(1) または (2) の額からその未払込保険料を差し引いた額</p> |
| | 一時払 | 保険期間が 1 年の場合の算出方法に準じて算出した額 |
| 1 年未満 | 一時払以外 | <p>(1) 保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して普通保険約款別表の「短期料率」をもって算出した保険料を差し引いた額 (*)1)</p> <p>(2) (1) にかかわらず、契約条件の変更に伴い、当会社の申出に応じて保険契約者が中途更新を行う場合は、保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して「日割」をもって算出した保険料を差し引いた額 (*)1)</p> <p>(3) 未払込保険料がある場合は、(1) または (2) の額からその未払込保険料を差し引いた額</p> |
| 1 年超 | 一時払 | (1) 保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づき算出したこの保険契約の保険期間に対応する保険料に対し、保険契約が解除された日時点を経過年月とした付表 3 の |

| | | |
|--|-----|---|
| | | 「長期保険未経過料率」を乗じて算出した額 (*)1) |
| | 年払 | (2) 未払込保険料がある場合は、(1) の額からその未払込保険料を差し引いた額 |
| | 分割払 | 保険期間が 1 年の場合における払込方法が一時払のときの算出方法に準じて算出した額 |
| | | 保険期間が 1 年の場合における払込方法が一時払以外のときの算出方法に準じて算出した額 |

(*)1 保険期間中の料率改定の有無にかかわらず、保険期間の初日における保険料に基づき算出するものとします。

付表 3 長期保険未経過料率

| 保険期間 経過年月 | 2 年 | 3 年 |
|--------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 1 か月 | 7 日まで 95% 15 日まで 93% 16 日以上 88% | 7 日まで 97% 15 日まで 95% 16 日以上 92% |
| 2 か月 | 83% | 88% |
| 3 か月 | 78% | 85% |
| 4 か月 | 73% | 82% |
| 5 か月 | 68% | 78% |
| 6 か月 | 65% | 77% |
| 7 か月 | 63% | 75% |
| 8 か月 | 60% | 73% |
| 9 か月 | 58% | 72% |
| 10 か月 | 55% | 70% |
| 11 か月 | 53% | 68% |
| 1 年 0 か月 | 50% | 67% |
| 2 年 0 か月 | 0% | 33% |
| 3 年 0 か月 | | 0% |

(注 1) 経過年月について、1 か月未満の端日数は切り上げて 1 か月とします。

(注 2) 上表にない保険期間および経過年月については上表に準じて決定します。

この特約条項は、保険証券の特約
条項欄に名称が記載されている場
合に限り、適用されます。

共同保険に関する特約条項

第1条（独立責任）

この保険契約は、保険証券記載の保険会社による共同保険契約であって、保険証券記載の保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帶することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第2条（幹事保険会社の行う事項）

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、保険証券記載の全ての保険会社のために下表に掲げる事項を行います。

| | |
|---|--|
| ① | 保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付 |
| ② | 保険料の収納および受領または返戻 |
| ③ | 保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除 |
| ④ | 保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知または通知の承認 |
| ⑤ | 保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡もしくは消滅の承認 |
| ⑥ | 保険契約に係る変更手続き完了のお知らせの発行および交付または保険証券に対する裏書等 |
| ⑦ | 保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査 |
| ⑧ | 事故発生もしくは損害発生の通知に係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領 |
| ⑨ | 損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および保険証券記載の保険会社の権利の保全 |
| ⑩ | その他①から⑨までの事務または業務に付随する事項 |

第3条（幹事保険会社の行為の効果）

この保険契約に関し幹事保険会社が行った第2条（幹事保険会社の行う事項）の表に掲げる事項は、保険証券記載の全ての保険会社がこれを行ったものとみなします。

第4条（保険契約者等の行為の効果）

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、保険証券記載の全ての保険会社に対して行われたものとみなします。

経営責任総合補償特約条項

(会社役員賠償責任保険普通保険約款用)

用語の定義

会社役員賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第3条（用語の定義）の規定にかかわらず、この保険契約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

| 用語 | 定義 |
|------------|---|
| 延長責任期間 | この保険契約の保険期間の末日の午後4時に始まり、第10条(延長期間)または第12条(退任役員についての特則)に規定する延長期間を経過した日の午後4時に終わる期間をいいます。 |
| 汚染浄化費用 | その名称が何であるかにかかわらず、 汚染物質 の調査、監視、清掃、移動、収容、処理、脱毒、中和等に要するすべての費用をいいます。 |
| 汚染物質 | 固体状、液体状または気体状等の物質の状態および酸性またはアルカリ性等の物質の性質のいかんを問わず、次のいずれかのものをいいます。 ア. 有害な化学物質 イ. 危険物質 ウ. アおよびイのほか、生物に有害な物質または土壤、大気もしくは水の汚染の原因となる物質 エ. 臭気 オ. 次のいずれかに該当する石油物質 (ア) 原油、揮発油、灯油、軽油、重油、潤滑油、ピッチ、タール類の石油類 (イ) (ア)の石油類より誘導される化成品類 (ウ) (ア)または(イ)の物質を含む混合物、廃棄物および残渣 |
| 会社 | 記名法人 および 記名子会社 をいいます。 |
| 会社補助参加調査費用 | 日本国内において、 提訴請求 がなされた場合または 個人被保険者 に対して 株主代表訴訟 が提起された場合に、 会社 が 補助参加 すべきかどうかについて調査を行うために 会社 が負担した費用をいいます。 |
| 会社補助参加費用 | 日本国内において、 株主代表訴訟 が提起された場合に、 会社 が |

補助参加することによって**会社**が負担した**争訟費用**をいいます。

| | |
|----------------|---|
| 改善報告書等 | 証券取引所の規則に基づき、日本における証券取引所が 会社 に対して提出を求める改善報告書または改善状況報告書をいいます。 |
| 改善報告書等作成費用 | 日本国内において、 会社 に対して 改善報告書等 の提出請求がなされた場合に、 会社 が 改善報告書等 を作成するために負担した費用をいいます。ただし、 社内調査費用 は含みません。 |
| 株主代表訴訟 | 会社法第847条第3項もしくは第5項、同法第847条の2第6項もしくは第8項または同法第847条の3第7項もしくは第9項の規定に基づく訴訟をいいます。なお、株式会社以外の法人におけるこれらと同等の訴訟を含みます。 |
| 株主 | 会社法上の株主をいい、会社法第847条の2第9項に規定する適格旧株主を含みます。なお、株式会社以外の法人においてこれらと同等の地位にあるとされる者を含みます。 |
| 管理職従業員 | 取締役会決議または取締役会から委任された取締役もしくは執行役により会社法上の「重要な使用人」として選任された者をいい、 執行役員 を除きます。なお、株式会社以外の法人においてこれらと同等の地位にあるとされる個人を含みます。 |
| 危機管理コンサルティング費用 | 会社 に対する 有価証券損害賠償請求 もしくは 提訴請求 がなされた場合または 個人被保険者 に対する 株主代表訴訟 が提起された場合に、 会社 の評判に対する影響を最小化するための対策につき、 コンサルティング業者 から支援、指導または助言を得るために 会社 が負担した費用をいいます。ただし、 会社 に対する 有価証券損害賠償請求 または 提訴請求 がなされた時からその翌日以降180日が経過するまでの期間に負担した費用に限ります。 |
| 危機管理対策実施費用 | 会社 に対する 有価証券損害賠償請求 もしくは 提訴請求 がなされた場合または 個人被保険者 に対する 株主代表訴訟 が提起された場合に、 コンサルティング業者 による支援、指導または助言に基づき、 会社 の評判に対する影響を最小化するための対策を講じるために 会社 が負担した費用であって、次のいずれかに該当するものをいいます。ただし、 会社 に対する 有価証券損害賠償請求 または 提訴請求 がなされた時からその翌日以降180日が経過するまでの期間に負担した費用に限ります。 ア. 会社 に対する 有価証券損害賠償請求 もしくは 提訴請求 また |

| | |
|----------|--|
| | <p>は個人被保険者に対する株主代表訴訟がなされた原因または対応を説明するために行う新聞、テレビ、ラジオ、雑誌、インターネットまたはこれらに準じる媒体による会見、報道、発表または広告の費用</p> <p>イ. 株主等の利害関係者に対して書面を発送する郵送の費用 ウ. アおよびイのほか、当会社の同意を得て負担した費用</p> |
| 既発生対象事由 | この保険契約における当会社の保険責任が開始した時から再現支払限度額の適用が開始した時までの間に発生した一連の対象事由をいいます。 |
| 記名子会社 | 記名法人の子会社の中で、保険証券の記名子会社欄に記載された法人をいいます。 |
| 記名法人 | 保険証券の記名法人欄に記載された法人をいいます。 |
| 金融業 | 銀行業、信託業、証券業、保険業、リース業、投資信託業、投資運用業、投資助言・代理業、消費者金融業、貸金業、信販業、クレジットカード業をいいます。 |
| 刑事手続 | <p>犯罪の捜査、起訴および裁判の執行に関して刑事訴訟法その他の法令（日本以外の法域におけるこれらと同等の法令を含みます。）に定められている手続をいいます。なお、次のいずれかの身柄引渡手続を含みます。</p> <p>ア. 英国 2003 年犯人引渡法に基づく個人被保険者の身柄引渡 要請または個人被保険者に対する逮捕状の取得等 イ. 英国 2003 年犯人引渡法に基づく英国政府国務大臣または 他の正当な権限者による身柄引渡許可証の発行の決定に対する不服申立または司法審査手続 ウ. 英国以外の法域におけるアまたはイと同様の手続</p> |
| 刑事手続対応費用 | <p>日本国外において、個人被保険者に対して刑事手続が開始された場合に、個人被保険者がその刑事手続に対応するために負担した費用をいい、個人被保険者が保釈条件に違反したときに刑事手続を管轄する裁判所が要求する金額に関し、その支払を保証するために発行する保釈保証書その他の金融商品にかかる保証料または手数料（保証金その他の担保は除きます。）を含みます。ただし、次の費用は含みません。</p> <p>ア. 財産または地位の保全手続等対応費用 イ. 信頼回復広告費用</p> |
| 継続契約 | 普通保険約款に基づく当会社との保険契約の保険期間の末日（その保険契約が末日前に解除されていた場合はその解除日） |

| | |
|-----------|--|
| | を保険期間の初日とし、 記名法人 を同一とする普通保険約款に基づく当会社との保険契約をいいます。 |
| 公的調査 | 公的機関によりなされる公的な調査、検査または取り調べであって、 個人被保険者 がこれらに応じることが法的に義務付けられるものをいいます。ただし、監督官庁による定期的な検査または業界全体を対象とする質問、検査もしくは調査は含みません。 |
| 公的調査等対応費用 | <p>公的機関からの要請に基づき会社が社内調査を開始した場合または会社に対して公的調査が開始された場合に、個人被保険者がその社内調査または公的調査に対応するために負担した費用をいいます。ただし、次の費用は含みません。</p> <p>ア. 個人被保険者が刑事手続に対応するために負担した費用 イ. 財産または地位の保全手続等対応費用</p> <p>なお、次のいずれかに該当する場合は、公的機関からの要請に基づき会社が社内調査を開始したものとみなします。</p> <p>ア. 個人被保険者が法令上の義務に違反したおそれがあることについて、会社または個人被保険者が公的機関に対して正式に書面により通知した場合 イ. 個人被保険者が書類を提出することまたは取り調べに応じることを要請する通知を公的機関から受領した場合</p> |
| 子会社 | <p>次のものをいいます。</p> <p>ア. 会社法に定める子会社をいい、会社法以外の法令におけるこれらと同等の子法人を含みます。</p> <p>イ. 過去に会社法に定める子会社に該当していた法人をいい、会社法以外の法令におけるこれらと同等の子法人に該当していた法人を含みます。</p> |
| 個人被保険者 | <p>会社において次に掲げる地位にあるすべての個人をいい、保険証券記載の遡及日以降にこれらの地位を退任または退職した者およびこの保険契約の保険期間中にこれらの地位に新たに就任した者を含みます。ただし、次に掲げる地位に基づいて遂行する会社の職務または業務に関する限りにおいて、個人被保険者とします。</p> <p>ア. 役員 イ. 執行役員 ウ. 管理職従業員</p> <p>なお、個人被保険者が死亡した場合はその者とその相続人また</p> |

| | |
|-------------------|--|
| | は相続財産法人を、 役員 が破産した場合はその者とその破産管財人を同一の 個人被保険者 とみなします。 |
| 雇用関連損害賠償請求 | <p>次のものをいいます。</p> <p>ア. 侵害行為のアからオまでのいずれかの行為により発生した他人の身体の障害もしくは精神的苦痛または人格権侵害に起因して、従業員等（過去に従業員であった者およびその法定相続人を含みます。）から個人被保険者に対してなされた損害賠償請求</p> <p>イ. 侵害行為のカの行為により発生した他人の身体の障害もしくは精神的苦痛または人格権侵害に起因して、他者から個人被保険者に対してなされた損害賠償請求</p> |
| コンサルティング業者 | 会社 に対する 有価証券損害賠償請求 もしくは 提訴請求 がなされた場合または 個人被保険者 に対する 株主代表訴訟 が提起された場合に、 会社 が行う対応の全部または一部について支援、指導または助言を行う者をいい、当会社が承認するものに限ります。 |
| 財産または地位の保全手続等 | <p>公的機関により個人被保険者に対してなされた手続であって、次のいずれかを目的とするものをいいます。</p> <p>ア. 個人被保険者の役員もしくは執行役員としての地位の剥奪または個人被保険者がこれらの地位に就くこともしくはこれらの地位に基づき業務を遂行することの禁止（一時的であるか否かを問いません。）</p> <p>イ. 個人被保険者の財産の没収、掌握もしくは支配または個人被保険者の財産に対する所有権の停止、凍結もしくは差押えウ. 個人被保険者の身柄を指定された住居または公的な拘留施設に拘束すること。</p> <p>エ. 個人被保険者の正当かつ有効であった在留許可が取り消されたことによる国外退去命令</p> |
| 財産または地位の保全手続等対応費用 | 日本国外において、 個人被保険者 に対して 財産または地位の保全手続等 が開始された場合に、その手続等がなされることを防ぐために 個人被保険者 が負担した費用をいい、 個人被保険者 がその手続等に関して確認判決または差止命令を請求する法的手続を行うために負担した費用を含みます。 |
| 財物 | 財産的価値のある有体物をいいます。「有体物」とは、有形的存在を有する固体、液体または気体をいい、データ、ソフトウエアもしくはプログラム等の無体物、漁業権、特許権もしくは著作権その他の権利または電気もしくはエネルギーを含みませ |

| | |
|--------|---|
| | ん。 |
| 執行役員 | 取締役会決議または取締役会から委任された取締役もしくは執行役により選任された者のうち、 会社 の業務の執行を担当する者をいい、会社法上の取締役または執行役を除きます。なお、株式会社以外の法人においてこれらと同等の地位にあるとされる個人を含みます。 |
| 社外派遣役員 | 会社 の要請または指示に基づき、 社外法人 において 役員 の地位にある個人をいい、保険証券記載の遡及日以降に、これらの地位を退任または退職した者およびこの保険契約の保険期間中にこれらの地位に新たに就任した者を含みます。 |
| 社外法人 | 記名法人 およびその 子会社 以外の法人をいいます。 |
| 社外役員 | 会社 の 役員 のうち、会社法上の社外取締役または社外監査役をいいます。なお、株式会社以外の法人においてこれらと同等の地位にあるとされる個人を含みます。 |
| 社内調査 | <p>会社において、不祥事が発生した場合または発生したことが疑われる場合に、その不祥事に関して社内で行う調査をいいます。ただし、次のものは含みません。</p> <p>ア. 第三者委員会による調査</p> <p>イ. 定期的に実施される内部監査、検査、監視または監督</p> <p>ウ. 監督官庁による定期的な検査または業界全体を対象とする質問、検査もしくは調査に対応するために実施する内部監査、検査または調査</p> |
| 社内調査費用 | <p>会社が社内調査（この保険契約の保険期間の末日の翌日以降180日が経過するまでの期間に、公的機関に対する文書による届出もしくは報告または新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネットもしくはこれらに準じる媒体による発表または報道により、その調査を行ったことを公表したものに限ります。）を開始した場合に、社内調査を行うために会社が負担した費用をいいます。ただし、次の費用は含みません。</p> <p>ア. 会社に雇用されている者または会社から定期的に報酬が支払われている者に対する給与または報酬等</p> <p>イ. 直接であるか間接であるかにかかわらず、会社に次のいずれかに該当する事由が生じたことに起因する費用</p> <p>（ア）破産手続、再生手続、更生手続もしくは特別清算の開始の申立てがあつたことまたは清算手続に入ったこと。</p> <p>（イ）手形交換所において取引停止処分がなされたこと。</p> |

| | |
|-------|--|
| | ウ. 提訴請求対応費用または危機管理コンサルティング費用 |
| 従業員 | <p>次のいずれかに該当する者をいいます。</p> <p>ア. 事業場において会社に使用され、賃金を支払われる者</p> <p>イ. 事業場において会社のために労働に従事する者</p> |
| 従業員等 | <p>次の者をいいます。ただし、会社の業務に関する場合に限ります。</p> <p>ア. 従業員</p> <p>イ. 従業員となるための申込みを行った者（会社が試験、面接、試用その他類似の採用行為を実施した者を含みます。）</p> |
| 初年度契約 | 継続契約 以外の普通保険約款に基づく当会社との保険契約をいいます。 |
| 侵害行為 | <p>次の行為をいいます。</p> <p>ア. 従業員の募集、採用、配置、昇進、教育訓練、福利厚生、定年、退職、解雇、賃金、労働時間その他の労働条件について差別的または不利益な取扱いを行うこと。</p> <p>イ. 職場において行われる性的な言動に対する従業員の対応によりその従業員に不利益を与えること、またはその性的な言動により就業環境を害すること。</p> <p>ウ. 職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業員の就業環境を害すること。</p> <p>エ. 職場において行われる従業員に対する次の事由に関する言動により、その従業員の就業環境を害すること。</p> <p>(ア) 従業員の妊娠または出産</p> <p>(イ) 産前・産後休業等の制度または措置の利用</p> <p>(ウ) 育児休業、介護休業等の子の養育または家族の介護に関する制度または措置の利用</p> <p>オ. 業務における強い心理的負荷による精神障害を原因として自殺に至らせる程度の心理的負荷または業務における過重な負荷による脳血管疾患もしくは心臓疾患により死亡させる程度の負荷を従業員に与えること。</p> <p>カ. 他者に対する次の行為</p> <p>(ア) 人種、国籍、出身地、宗教、性または身体的特徴を理由に、商品・サービスの提供において差別的または不利益な取扱いを行うこと。</p> <p>(イ) 性的な言動</p> |

| | |
|-----------------------|---|
| | (ウ) 優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えるもの |
| 人格権侵害 | 他人の自由、名誉またはプライバシーの侵害をいいます。 |
| 身体障害・財物損壊等 争訟費用 | 個人被保険者 に対して、他人の 身体の障害 もしくは精神的苦痛、 財物の損壊 等または 人格権侵害 についての損害賠償請求がなされた場合の 争訟費用 をいいます。ただし、 雇用関連損害賠償請求 がなされたことにより 個人被保険者 が負担する 争訟費用 は含みません。 |
| 身体の障害 | 人の傷害および疾病ならびにこれらに起因する後遺障害および死亡をいいます。 |
| 信頼回復広告費用 | 個人被保険者 に対して損害賠償請求または 刑事手続 がなされた場合であって、その損害賠償請求または 刑事手続 についての最終的な司法判断において 個人被保険者 に責任がないと認定されたときに、 個人被保険者 の評価または評判への影響を最小化する目的で、 個人被保険者 に責任がないと認定されたことを周知させるために 個人被保険者 が負担した費用をいいます。 |
| 争訟費用 | 被保険者 に対する損害賠償請求に関する争訟（訴訟、仲裁、調停または和解等をいいます。）によって生じた費用（ 個人被保険者 または 会社 の 従業員 の報酬、賞与または給与等を除きます。）をいいます。ただし、当会社が必要、有益かつ妥当と認めたものであって、当会社の事前の書面による同意を得て負担したものに限ります。 |
| 訴訟告知受理に関する 公告・通知費用 | 日本国内において、 個人被保険者 に対して 株主代表訴訟 が提起された場合に、会社法その他の法令の規定に基づき、 会社 が役員に対する 株主代表訴訟 の訴訟告知を受理したことを公告し、または 株主 に通知するために 会社 が負担した費用をいいます。 |
| 損壊等 | 滅失、破損、汚損、紛失または盗難（それらに起因する 財物 の使用不能損害を含みます。）をいいます。「滅失」とは、 財物 がその物理的存在を失うことをいい、紛失、盗取、詐取および横領を含みません。「破損」とは、 財物 が予定または意図されない物理的、化学的または生物学的な変化によりその客観的な経済的価値を減少させることをいいます。「汚損」とは、 財物 が予定または意図されない事由によって汚れることによりその客観的な経済的価値を減少させることをいいます。 |
| 損害賠償請求対応費用 | 個人被保険者 に対して損害賠償請求がなされるおそれのある状況（ただし、損害賠償請求がなされることが合理的に予想され |

| | |
|---------------|--|
| | <p>る状況に限ります。)が発生した場合または損害賠償請求がなされた場合に、個人被保険者がその状況または損害賠償請求に対応するために負担した費用をいいます。ただし、次の費用は含みません。</p> <p>ア. 争訟費用</p> <p>イ. 公的調査等対応費用</p> <p>ウ. 刑事手続対応費用</p> <p>エ. 財産または地位の保全手続等対応費用</p> <p>オ. 信頼回復広告費用</p> |
| 第三者委員会 | <p>会社において、不祥事が発生した場合または発生したことが疑われる場合に、その不祥事に関する調査を実施したうえで、専門家としての知見と経験に基づいて原因を分析し、必要に応じて具体的な再発防止策等を提言する委員会であって、次のすべてを満たすものをいいます。</p> <p>ア. 会社と利害関係を有しない者のみによって構成されていること。</p> <p>イ. 調査結果を会社のすべてのステークホルダーに公表することで、会社の信頼と持続可能性を回復することを設置の目的とすること。</p> |
| 第三者委員会設置・活動費用 | <p>会社が第三者委員会を設置した場合に、第三者委員会の活動、調査または報酬のために、会社が負担した費用をいいます。ただし、次の費用は含みません。</p> <p>ア. 会社に雇用されている者または会社から定期的に報酬が支払われている者に対する給与または報酬等</p> <p>イ. 監督官庁による定期的な検査または業界全体を対象とする質問、検査もしくは調査に対応するために実施する内部監査、検査または調査に要する費用</p> <p>ウ. 直接であるか間接であるかにかかわらず、会社に次のいずれかに該当する事由が生じたことに起因する費用</p> <p>(ア) 破産手続、再生手続、更生手続もしくは特別清算の開始の申立てがあつたことまたは清算手続に入ったこと。</p> <p>(イ) 手形交換所において取引停止処分がなされたこと。</p> |
| 代替契約等 | この保険契約が更新されない場合において、その全部または一部について同一の損害を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。また、名称が何であるかによりません。 |
| 他者 | 会社 の顧客または取引先の従業員等業務において関わりのある |

| | |
|------------|---|
| | 者であつて、 従業員等 以外の自然人をいいます。 |
| 他の保険契約等 | この保険契約と全部または一部について同一の損害を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。また、名称が何であるかによりません。 |
| 提訴請求 | <p>次のものをいいます。なお、株式会社以外の法人におけるこれらと同等の請求を含みます。</p> <p>ア. 会社法第847条第1項または同法第847条の2第1項もしくは第3項の規定に基づき株主が会社に対して行う役員の責任追及等の訴えの提起の請求</p> <p>イ. 会社法第847条の3第1項の規定に基づき最終完全親会社等の株主が会社に対して行う役員の特定責任追及の訴えの提起の請求</p> |
| 提訴請求対応費用 | <p>提訴請求がなされるおそれのある状況(ただし、提訴請求がなされることが合理的に予想される状況に限ります。)が発生した場合または提訴請求がなされた場合に、会社がその状況または提訴請求に対応するために負担した費用をいい、会社が役員の責任追及等の訴えを提起しない理由を株主に通知するために負担した費用を含みます。ただし、第三者委員会設置・活動費用または次のいずれかの日の翌日以降に負担した費用は含みません。</p> <p>ア. 会社が役員の責任追及等の訴えを提起しない理由を株主に通知した日</p> <p>イ. 提訴請求に基づき会社が役員に対して責任追及等の訴えを提起した日</p> |
| 被保険者 | 個人被保険者 または 会社 をいいます。 |
| 不祥事 | 犯罪行為、法令違反行為その他社会的非難を招くような不正・不適切な行為をいいます。 |
| 文書提出命令対応費用 | 日本国内において、 個人被保険者 に対して 株主代表訴訟 が提起され、 会社 が 補助参加 した場合に、裁判所からの文書提出命令に対応するために 会社 が負担した費用をいいます。 |
| 法律上の損害賠償金 | 法律上の損害賠償責任に基づく賠償金をいいます。ただし、 被保険者 と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合においてその約定によって加重された損害賠償金を含みません。 |
| 補助参加 | 日本国内において 個人被保険者 に対して提起された 株主代表訴訟 に対し、会社法その他の法令の規定に基づき、各監査役、各 |

| | |
|-----------------------|---|
| | 監査等委員または各監査委員等の同意を得て、 個人被保険者 を補助するために 会社 が訴訟参加することをいいます。 |
| 未発生対象事由 | 再現支払限度額の適用が開始した時からこの保険契約における当会社の保険責任が終了した時までの間に発生した一連の対象事由をいいます。 |
| 役員 | 会社法上の取締役、執行役、監査役または会計参与であって、法令または定款の規定に基づいて置かれたものをいい、会計監査人を含みません。なお、株式会社以外の法人においてこれらと同等の地位にあるとされる個人を含みます。 |
| 役員に対する責任免除に関する公告・通知費用 | 日本国内において、 個人被保険者 に対して 株主代表訴訟 が提起された場合であって、会社法その他の法令の規定に基づき、取締役会等が 役員 について責任免除の決議を行ったときに、 会社 がその旨を公告し、または 株主 に通知するために 会社 が負担した費用をいいます。 |
| 有価証券損害賠償請求 | 会社 の有価証券の売買もしくは募集もしくはこれらにかかる勧誘または有価証券の登録に関する法令もしくは証券取引所の規則に違反したとの申立てに基づいてなされた損害賠償請求をい、次の書類における事実と異なる記載または記載欠如に起因するものを含みます。ただし、有価証券に基づく給付（新株予約権またはストックオプションを含みます。）を受けられなかつたことに起因して 会社の役員 または 従業員 によりなされた損害賠償請求を含みません。 ア. 金融商品取引法第2章「企業内容等の開示」が定める企業内容等の開示書類 イ. 会社法が定める計算書類および事業報告ならびにこれらの附属明細書 ウ. 会社法が定める連結計算書類 エ. その他の日本で定める法令または証券取引所の規則において、適時かつ適切な開示を行うことを定められているアからウまでに準じる書類 |

| |
|--|
| 第1章 保険金を支払う場合 |
| この保険契約においては、普通保険約款「第1章 保険金を支払う場合」の規定にかかわらず、以下の規定を適用します。 |
| 第1節 役員に関する補償 |
| 第1条（保険金を支払う場合－役員賠償責任） (1) 当会社は、 個人被保険者 が行った行為（不作為を含みます。この保険契約において同様とします。）に起因して、 個人被保険者 に対して損害賠償請求（書面によりなされたものに限ります。この保険契約において同様とします。）がなされたことにより、 個人被保険者 が被る損害に対して、保険金を支払います。 (2) 当会社が（1）の規定により保険金を支払う損害は、次の①または②を 個人被保険者 が負担することによって生じる損害に限ります。 ① 法律上の損害賠償金 ② 争訟費用 |
| 第2条（保険金を支払う場合－役員費用） 当会社は、 個人被保険者 が次の①から⑤までのいずれかの費用（当会社が必要、有益かつ妥当と認めたものであって、当会社の事前の書面による同意を得て負担したものに限ります。なお、通常負担している人件費および弁護士顧問料等は含みません。）を負担したことにより、 個人被保険者 が被る損害に対して、保険金を支払います。 ① 損害賠償請求対応費用 ② 公的調査等対応費用 ③ 刑事手続対応費用 ④ 財産または地位の保全手続等対応費用 ⑤ 信頼回復広告費用 |
| 第2節 会社補償に関する補償 |
| 第3条（保険金を支払う場合－会社補償） 当会社は、第1条（保険金を支払う場合－役員賠償責任）または前条に規定する損害について、 会社 が、法律、契約または定款等の規定に基づいて適法に、 個人被保険者 に対して補償を行ったことにより、 会社 が被る損害に対して、保険金を支払います。 |

第3節 会社に関する補償

第4条（保険金を支払う場合－会社有価証券賠償責任）

(1) 当会社は、**会社**に対して**有価証券損害賠償請求**がなされたことにより、**会社**が被る損害に対して、保険金を支払います。

(2) 当会社が（1）の規定により保険金を支払う損害は、次の①または②を**会社**が負担することによって生じる損害に限ります。

① 法律上の損害賠償金

② 争訟費用

第5条（保険金を支払う場合－会社費用）

当会社は、**会社**が次の①から⑪までのいずれかの費用（当会社が必要、有益かつ妥当と認めたものであって、当会社の事前の書面による同意を得て負担したものに限ります。なお、通常負担している人件費および弁護士顧問料等は含みません。）を負担したことにより、**会社**が被る損害に対して、保険金を支払います。

① 社内調査費用

② 第三者委員会設置・活動費用

③ 提訴請求対応費用

④ 改善報告書等作成費用

⑤ 危機管理コンサルティング費用

⑥ 危機管理対策実施費用

⑦ 訴訟告知受理に関する公告・通知費用

⑧ 会社補助参加調査費用

⑨ 会社補助参加費用

⑩ 文書提出命令対応費用

⑪ 役員に対する責任免除に関する公告・通知費用

第4節 その他の補償

第6条（保険金を支払う場合－緊急費用）

当会社は、普通保険約款第25条（争訟費用、法律上の損害賠償金）（3）の規定にかかわらず、次の条件をすべて満たす場合は、第1条（保険金を支払う場合－役員賠償責任）から前条までに規定する費用のうち、当会社の事前の書面による同意を得ずて負担したものに対して、保険金を支払います。

① **被保険者**が緊急性が高いと合理的に判断する状況において、**被保険者**がこれらの費用を負担したこと。

- ② これらの費用を最初に負担した日から起算して30日以内に当会社の同意を求めたこと。
- ③ これらの費用が必要、有益かつ妥当なものであったとして、当会社が事後的に同意すること。

第7条（拡張担保－社外派遣役員）

(1) 第1条（保険金を支払う場合－役員賠償責任）から第3条（保険金を支払う場合－会社補償）までに規定する損害について、**個人被保険者**には、**社外派遣役員**を含みます。

ただし、**社外派遣役員**が被る損害に対して当会社が保険金を支払うのは、**社外派遣役員**が**社外派遣役員**としての地位に基づいて遂行する**社外法人**の職務または業務に起因するものに限ります。

(2) **社外法人**が**金融業**を営んでいる場合または**社外法人**が発行した有価証券が米国の取引市場において上場されている場合は、その**社外法人**における**社外派遣役員**については、（1）の規定を適用しません。

(3) **社外派遣役員**が行った行為に起因して当会社が保険金を支払う損害が発生した場合であって、その損害に対して保険金が支払われる**他の保険契約等**が**社外法人**において締結されているときまたは**社外法人**により**社外派遣役員**に対して補償がなされるときは、当会社は、第26条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）の規定にかかわらず、その損害の額が**他の保険契約等**または補償により支払われるべき保険金または補償金の合計額を超過する場合に限り、その超過額のみに対して保険金を支払います。

(4) (1)に規定する**社外派遣役員**が被る損害については、第17条（保険金を支払わない場合－その5）（2）の規定中「**記名法人**もしくはその**子会社**」とあるのは、「**個人被保険者**が**社外派遣役員**としての地位にある**社外法人**」と読み替えます。

第8条（拡張担保－記名子会社自動追加）

当会社は、この保険契約の保険期間中に新たに**記名法人**の**子会社**となったもののうち、次の条件をすべて満たすものについては、この保険契約に限り、**記名子会社**とみなします。

- ① 有価証券を証券取引所に上場していないこと。
- ② 設立国が日本であること。
- ③ **金融業**を営んでいないこと。
- ④ 新たに**記名法人**の**子会社**となった日における総資産額が保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度末における**記名法人**の総資産額の10%未満であること。

第5節 保険期間と保険責任

第9条（保険期間）

(1) 当会社の保険責任は、保険証券記載の保険期間の初日の午後4時（保険証券にこれ

と異なる時刻が記載されている場合は、その時刻)に始まり、末日の午後4時に終わります。

(2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

(3) この保険契約の保険期間が始まった後であっても、当会社は、保険料領収前に発生した対象事由による損害に対しては、保険金を支払いません。

第10条（延長期間）

(1) 前条（1）の規定にかかわらず、この保険契約が更新されず、かつ、この保険契約の保険期間の末日時点において**代替契約等**が締結されない場合は、当会社の保険責任は、この保険契約の保険期間の末日から延長期間を経過した日の午後4時に終わります。ただし、この保険契約の保険期間の末日までに行われた行為に起因する一連の対象事由による損害に限ります。

(2) (1)の延長期間は、90日間とします。ただし、この保険契約の保険期間の末日の午後4時までに、保険契約者が延長期間を1年間とするよう保険契約の条件の変更を当会社に書面にて通知し、当会社が承認した場合であって、保険契約者が保険証券付属別紙記載の追加保険料を払い込んだときは、延長期間を1年間とします。

(3) (2)に規定する追加保険料の払込みについては、保険料に関する規定の変更特約条項（以下「変更特約」といいます。）第4節第1条（保険料の返還、追加または変更）(4)の規定を適用します。

(4) (1)から(3)までの規定は、普通保険約款第12条（告知義務）(2)、第13条（通知義務）(2)または第18条（重大事由による解除）(1)もしくは(2)の規定に基づき当会社が保険契約を解除した場合には、適用しません。

(5) **延長責任期間**中に、**代替契約等**が締結された場合は、当会社は、**代替契約等**が締結された日以降に発生した対象事由に起因する損害については、保険金を支払いません。この場合において、(2)の追加保険料は、返還しません。

第11条（対象事由および一連の対象事由）

(1) 当会社が保険金を支払うのは、この保険契約の保険期間中または**延長責任期間**中に、対象事由が生じた場合に限ります。

(2) この保険契約において、「対象事由」および「一連の対象事由」の意味は、下表の損害の種類ごとに、それぞれ次の定義によります。

| | 損害 | 対象事由 | 一連の対象事由 |
|---|---|---|---|
| ① | 第5条（保険金を支払う場合—会社費用）① 社内調査費用 および 同条② 第三者委員会設置・活動費用 による 損害 | 当会社が 社内調査 を開始したことまたは 第三者委員会 を設置したこと。 | ①に規定する損害について、対象事由が発生した時または回数等を問わず、同一の行為またはその行為に関連する他の行為（その行為が同一の者によってなされた行為であるか否かを問いません。以下同様とします。）に起因するすべての対象事由（①に規定する対象事由に限ります。）をいいます。なお、一連の対象事由を構成するすべての対象事由は、最初の対象事由が発生した時に発生したものとみなします。 |
| ② | 第1条（保険金を支払う場合—役員賠償責任）による損害 | 個人被保険者 に対して損害賠償請求がなされたこと。 | ②から⑩までに規定する損害について、対象事由が発生した時または請求もしくは提訴を行う 株主 の数等を問わず、同一の行為またはその行為に関連する他の行為に起因するすべての対象事由（②から⑩までに規定する対象事由に限ります。）をいいます。なお、一連の対象事由を構成するすべての対象事由は、最初の対象事由が発生した時に発生したものとみなします。 |
| ③ | 第2条（保険金を支払う場合—役員費用）① 損害賠償請求対応費用 による損害 | 個人被保険者 に対して損害賠償請求がなされるおそれのある状況（ただし、損害賠償請求がなされることが合理的に予想される状況に限ります。）を 個人被保険者 が知ったことまたは損害賠償請求がなされたこと。 | ②から⑩までに規定する損害について、対象事由が発生した時または請求もしくは提訴を行う 株主 の数等を問わず、同一の行為またはその行為に関連する他の行為に起因するすべての対象事由（②から⑩までに規定する対象事由に限ります。）をいいます。なお、一連の対象事由を構成するすべての対象事由は、最初の対象事由が発生した時に発生したものとみなします。 |
| ④ | 第2条② 公的調査等対応費用 による損害 | 公的機関からの要請に基づき当会社が 社内調査 を開始したことまたは当会社に対して 公的調査 が開始されたこと。 | 公的機関からの要請に基づき当会社が 社内調査 を開始したことまたは当会社に対して 公的調査 が開始されたこと。 |

| | | | |
|---|---|--|--|
| ⑤ | 第2条③刑事手続対応費用による損害 | 個人被保険者に対して 刑事手続 が開始されたこと。 | |
| ⑥ | 第2条④財産または地位の保全手続等対応費用による損害 | 個人被保険者に対して 財産または地位の保全手続等 が開始されたこと。 | |
| ⑦ | 第2条⑤信頼回復広告費用による損害 | 個人被保険者に対して損害賠償請求または 刑事手続 がなされたこと。 | |
| ⑧ | 第3条(保険金を支払う場合ー会社補償)による損害 | ②から⑦までに規定する損害について、それぞれに規定する対象事由が生じたこと。 | |
| ⑨ | 第4条(保険金を支払う場合ー会社有価証券賠償責任)による損害 | 会社に対して 有価証券損害賠償請求 がなされたこと。 | |
| ⑩ | 第5条③提訴請求対応費用による損害 | 提訴請求がなされるおそれのある状況(ただし、提訴請求がなされるおそれのあることが合理的に予想される状況に限ります。)を会社が知ったことまたは提訴請求がなされたこと。 | |
| ⑪ | 第5条④改善報告書等作成費用による損害 | 会社に対して 改善報告書等 の提出請求がなされたこと。 | |
| ⑫ | 第5条⑤危機管理コンサルティング費用および同条⑥危機管理対策実施費用による損害 | 会社に対する 有価証券損害賠償請求 もしくは 提訴請求 がなされたことまたは個人被保険者に対して 株主代表訴訟 が提 | |

| | | | |
|---|---|--|--|
| ⑬ | る損害 | 起されたこと。 | |
| ⑭ | 第5条⑦訴訟告知受理に関する公告・通知費用から同条⑪役員に対する責任免除に関する公告・通知費用までの費用による損害 | 提訴請求がなされたことまたは個人被保険者に対して 株主代表訴訟 が提起されたこと。 | |

第12条(退任役員についての特則)

(1) 第9条(保険期間)(1)の規定にかかわらず、この保険契約が更新されず、かつ、**代替契約等**が締結されない場合は、当会社の保険責任は、①および②のいずれにも該当する**個人被保険者**(以下「退任役員」といいます。)については、この保険契約の保険期間の末日から延長期間を経過した日の午後4時に終ります。ただし、この保険契約の保険期間の末日までに行われた行為に起因する一連の対象事由に起因する損害に限ります。

- ① **初年度契約**の保険期間の初日以降この保険契約の保険期間の末日以前に**会社の役員**としての地位を退任した者
 ② 退任後いかなる**会社**においても**役員**としての地位に就いていない者
 (2) (1)の延長期間は、10年間とします。
 (3) (1)および(2)の規定は、次のいずれかの場合には適用しません。

① 当会社が、普通保険約款第12条(告知義務)(2)、第13条(通知義務)(2)または第18条(重大事由による解除)(1)もしくは(2)の規定に基づき保険契約を解除した場合

② 退任役員が、次のいずれかの事由により、**会社の役員**としての地位を退任した場合
 ア. **会社**が第三者と合併すること、または**会社**の資産のすべてを第三者に譲渡すること。

イ. 第三者が、**会社**の総株主の議決権につき、直接または間接的に過半数を取得すること。

第2章 保険金を支払わない場合

この保険契約においては、普通保険約款「第2章 保険金を支払わない場合」の規定にかかわらず、以下の規定を適用します。

第13条（保険金を支払わない場合－その1）

当会社は、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

なお、次に記載されている事由または行為が、実際に生じまたは行われたと認められる場合にこの条の規定が適用されるものとします。また、この条の適用にあたっては、第1条（保険金を支払う場合－役員賠償責任）から第3条（保険金を支払う場合－会社補償）までに規定する損害については、**個人被保険者**ごとに個別に判断するものとし、第4条（保険金を支払う場合－会社有価証券賠償責任）および第5条（保険金を支払う場合－会社費用）に規定する損害については、**会社**の代表取締役、最高経営責任者、最高財務責任者または最高執行責任者（これらに準ずる地位にある者を含みます。）による行為をその**会社**による行為とみなすものとします。

- ① **被保険者**が私的な利益または便宜の供与を違法に得たことに起因する対象事由
- ② **被保険者**の犯罪行為（刑を科せられるべき違法な行為をいい、時効の完成等によって刑を科せられなかった行為を含みます。）に起因する対象事由
- ③ 法令に違反することを**被保険者**が認識しながら（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）行った行為に起因する対象事由
- ④ この保険契約の保険期間の初日において、**被保険者**が対象事由が発生するおそれのある状況（ただし、対象事由が発生することが合理的に予想される状況に限ります。）を知っていた（知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）場合に、その状況の原因となる行為に起因する一連の対象事由

第14条（保険金を支払わない場合－その2）

当会社は、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

なお、次に記載されている事由または行為については、実際に生じまたは行われたと認められる場合に限らず、それらの事由または行為があつたとの申立てに基づいて対象事由が発生した場合にも、この条の規定が適用されるものとします。

- ① 保険証券記載の遡及日より前に行われた行為に起因する一連の対象事由
- ② **初年度契約**の保険期間の初日より前に**会社**に対して提起されていた訴訟およびこれらの訴訟の中で申し立てられた事実またはその事実に関連する他の事実に起因する一連の対象事由
- ③ この保険契約の保険期間の初日より前に発生していた対象事由の中で疑われていた、または申し立てられていた行為に起因する一連の対象事由
- ④ 直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する対象事由
 - ア. 戦争（宣戦の有無を問いません。）、内乱、変乱、暴動、騒じようその他の事変
 - イ. **汚染物質**の排出・流出・いっ出・漏出もしくは放出または廃棄物の不法投棄もしくは不適正な処理
 - ウ. 核物質の危険性またはあらゆる形態の放射能汚染。核物質とは、核原料物質、特殊

核物質または副生成物をいいます。危険性には、放射性、毒性または爆発性を含みます。

エ. 石綿または石綿を含む製品の発がん性その他の有害な特性

⑤ 次のものについての損害賠償請求。ただし、第19条（免責規定の適用除外－身体障害・財物損壊等争訟費用）、第20条（免責規定の適用除外－雇用関連損害賠償責任）（1）および第21条（免責規定の適用除外－社内調査費用および第三者委員会設置・活動費用）に規定する損害については、この号の規定（第20条に規定する損害については、アおよびウの規定とします。）を適用しません。

ア. **身体の障害**または精神的苦痛

イ. **財物の損壊等**（それらに起因する**財物**の使用不能損害を含みます。）

ウ. **人格権侵害**

第15条（保険金を支払わない場合－その3）

当会社は、**記名子会社**において発生した対象事由のうち、その**記名子会社**が**記名法人**の**子会社**の定義アに該当しない間に行われた行為に起因する一連の対象事由による損害に対しては、保険金を支払いません。

第16条（保険金を支払わない場合－その4）

（1）当会社は、この保険契約の保険期間中に次に定める取引（以下「取引」といいます。）が行われた場合は、取引の発効日の後に行われた行為に起因して対象事由が発生したことにより、**被保険者**が被る損害に対しては、保険金を支払いません。

なお、この場合においても、当会社は保険料を返還しません。

① **会社**が第三者と合併すること、または**会社**の資産のすべてを第三者に譲渡すること。
② 第三者が、**会社**の総株主の議決権につき、直接または間接的に過半数を取得すること。

（2）保険契約者または**被保険者**が（1）に規定する取引が行われた事実を遅滞なく当会社に対して書面により通知し、当会社が書面により承認した場合は、（1）の規定を適用しません。

第17条（保険金を支払わない場合－その5）

（1）当会社は、**被保険者**が次のいずれかの米国の法令（その修正条項を含みます。）に違反したと主張する申立て（実際に違反し、または違反したと認められる場合に限りません。）に基づき発生した対象事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。この条の規定は、**被保険者**ごとに個別にではなく、その違反を申し立てられた**被保険者**に限らず、すべての**被保険者**に対して適用されます。

① Employee Retirement Income Security Act of 1974（1974年従業員退職所得保障法）

(その修正条項、同法に基づき各州で制定された州法、その他これらに準ずる法令を含みます。)

② Racketeer Influenced and Corrupt Organizations Act, 18 U.S.C. §§1961 et seq. (1970 年事業への犯罪組織等の浸透の取締りに関する法律 (合衆国法律集 18 卷 1961 条以下)、その修正条項および同法に基づく法令を含みます。)

③ Securities Exchange Act of 1934 (1934 年証券取引所法) 第 16 条(b)項 (その修正条項、同種の州法およびコモン・ローを含みます。)

(2) 当会社は、米国の法令に基づき、**個人被保険者**に対して、**記名法人**もしくはその**子会社**または他の**個人被保険者**からなされた損害賠償請求、または**株主代表訴訟**であるかどうかにかかわらず、**個人被保険者**に対して、**記名法人**もしくはその**子会社**または他の**個人被保険者**が関与して、**記名法人**もしくはその**子会社**の発行した有価証券を所有する者によってなされた損害賠償請求に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、次の損害については、適用しません。

① **提訴請求**がなされた場合において、その**提訴請求**に基づき、**個人被保険者**に対して、**記名法人**もしくはその**子会社**が提起した訴訟に起因して、**個人被保険者**が被る損害。ただし、**提訴請求**が**記名法人**もしくはその**子会社**または**個人被保険者**によって、またはそれらのいずれかが関与してなされたものである場合を除きます。

② **個人被保険者**に対して、**記名法人**もしくはその**子会社**から損害賠償請求がなされた場合、または**株主代表訴訟**であるかどうかにかかわらず、**個人被保険者**に対して、**記名法人**もしくはその**子会社**が関与して、**記名法人**もしくはその**子会社**の発行した有価証券を所有する者から損害賠償請求がなされた場合に、**個人被保険者**が**争訟費用**を負担することによって被る損害

③ この保険契約の保険金の支払対象となる損害の**被保険者**間の分担に関する争訟について、**個人被保険者**が**争訟費用**を負担することによって被る損害

④ **個人被保険者**に対して、他の**個人被保険者**からなされた**株主代表訴訟**、または他の**個人被保険者**が関与して、**記名法人**もしくはその**子会社**の発行した有価証券を所有する者から提起された**株主代表訴訟**に起因して**個人被保険者**が被る損害

(3) 当会社は、米国の法令に基づき**会社**に対して**有価証券損害賠償請求**がなされたこと、または米国もしくはその領土において**会社**に対して**有価証券損害賠償請求**がなされたことにより、**会社**が被る損害に対しては、保険金を支払いません。

第 18 条 (保険金を支払わない場合ーその 6)

(1) 当会社は、次の損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 税金、罰金、料金、過料または課徴金
- ② 法令上保険適用が認められない損害
- ③ **汚染浄化費用**またはこれによる損害

(2) 保険金の支払いを行うことにより当会社が制裁、禁止または制限を受けるおそれがある場合は、当会社は、保険金を支払いません。

第 19 条 (免責規定の適用除外ー身体障害・財物損壊等争訟費用)

第 14 条 (保険金を支払わない場合ーその 2) ⑤の規定は、第 1 条 (保険金を支払う場合ー役員賠償責任) (2) ②による損害のうち、**個人被保険者**が**身体障害・財物損壊等争訟費用**を負担することによって被る損害 (**個人被保険者**本人の直接の行為により発生した損害を除きます。) には適用しません。

第 20 条 (免責規定の適用除外ー雇用関連損害賠償責任)

(1) 第 14 条 (保険金を支払わない場合ーその 2) ⑤アおよびウの規定は、第 1 条 (保険金を支払う場合ー役員賠償責任) (2) ①および②による損害のうち、**雇用関連損害賠償請求**がなされたことによって被る損害には適用しません。

(2) 当会社は、直接であるか間接であるかにかかわらず、**侵害行為**の定義イ、ウ、エまたはカ (イ) もしくは (ウ) のいずれかに該当する行為を行った**個人被保険者**本人に対してなされた**雇用関連損害賠償請求**に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

第 21 条 (免責規定の適用除外ー社内調査費用および第三者委員会設置・活動費用)

第 14 条 (保険金を支払わない場合ーその 2) ⑤の規定は、第 5 条 (保険金を支払う場合ー会社費用) ①**社内調査費用**または②**第三者委員会設置・活動費用**による損害には適用しません。

第 3 章 当会社の支払限度額

この保険契約においては、普通保険約款「第 3 章 当会社の支払限度額」の規定にかかわらず、以下の規定を適用します。

第 22 条 (支払限度額および免責金額)

(1) 当会社が一連の対象事由について支払う保険金の額は、保険証券付属別紙記載の補償の種類ごとに、次の算式によって得た額とします。ただし、当会社が第 1 条 (保険金を支払う場合ー役員賠償責任) または第 2 条 (保険金を支払う場合ー役員費用) の規定に基づき、一連の対象事由について支払う保険金の額は、保険証券付属別紙記載の補償の種類ごとかつ**個人被保険者**ごとに、次の算式によって得た額とします。

$$\boxed{\text{被保険者が被った損害の合計額}} - \boxed{\text{保険証券付属別紙記載の免責金額}} \times \boxed{\text{保険証券記載の縮小支払割合}} = \boxed{\text{保険金の額}}$$

(2) (1) の保険金の額は、保険証券付属別紙記載の補償の種類ごとに、保険証券付属別紙記載の保険期間中支払限度額を限度とします。

(3) 保険証券付属別紙記載の「個人被保険者 1名あたりの免責金額」とは、次の算式によって得た額または保険証券記載の役員 1名あたりの免責金額のいずれか低い方の額とします。

$$\boxed{\text{保険証券記載の1請求あたりの免責金額の上限}} \div \boxed{\text{損害を被った個人被保険者の人数}} = \boxed{\text{個人被保険者 1名あたりの免責金額}}$$

(4) (1) および (3) の規定において、「用語の定義」に規定する個人被保険者の定義に基づき同一の個人被保険者とみなされた者は、その人数にかかわらず、1名の個人被保険者とみなします。

(5) 当会社がこの保険契約に基づき支払う保険金の額は、すべての被保険者に対して支払う保険金の額を合算して、保険証券記載の保険期間中総支払限度額を限度とします。また、延長責任期間中に発生した対象事由または普通保険約款第 24 条（損害賠償請求等の通知）(2) の規定に基づきこの保険契約の保険期間中または延長責任期間中に発生したものとみなされる対象事由についても、この規定が適用されるものとします。

(6) 個人被保険者および会社が連帯して法律上の損害賠償金を負担する場合であって、すべての被保険者に対して支払う保険金の額が保険証券記載の保険期間中総支払限度額を超えるときは、当会社は、会社が負担する損害に優先して、個人被保険者が負担する損害に対して保険金を支払います。

第23条（社外役員追加支払限度額）

(1) この保険契約の保険期間中または延長責任期間中に当会社が保険金を支払うべき対象事由が発生した場合であって、それらの対象事由について前条 (1) から (4) までの規定に基づき算出した保険金の額の合計額が保険証券記載の保険期間中総支払限度額を超えるときは、当会社は、その超過額のうち個人被保険者である社外役員が被る損害に対するものについては、保険証券記載の保険期間中総支払限度額とは別に、保険証券付属別紙記載の社外役員追加支払限度額を限度として、保険金を支払います。

(2) (1) の場合は、前条 (5) および (6) の規定中「すべての被保険者」とあるのは、「社外役員以外の被保険者」と読み替えます。

第24条（役員の相続人追加支払限度額）

(1) この保険契約の保険期間中または延長責任期間中に当会社が保険金を支払うべき対象事由が発生した場合であって、それらの対象事由について第 22 条（支払限度額および免責金額）(1) から (4) までの規定に基づき算出した保険金の額の合計額が保険証券記載の保険期間中総支払限度額を超えるときは、当会社は、その超過額のうち個人被保険者である役員の相続人が被る損害に対するものについては、保険証券記載の保険期間中総支払限度額とは別に、保険証券付属別紙記載の役員の相続人追加支払限度額を限度として、保険金を支払います。

(2) (1) の場合は、第 22 条 (5) および (6) の規定中「すべての被保険者」とあるのは、「役員の相続人以外の被保険者」と読み替えます。

第25条（再現支払限度額）

(1) この保険契約の保険期間中に当会社が保険金を支払うべき対象事由が発生した場合は、第 22 条（支払限度額および免責金額）から第 24 条（役員の相続人追加支払限度額）までに規定する支払限度額とは別に、これらに規定する支払限度額と同額の支払限度額（以下「再現支払限度額」といいます。）を未発生対象事由に起因する損害に対して適用することができます。ただし、この保険契約の保険期間の末日までに、保険契約者が再現支払限度額を適用するよう保険契約の条件の変更を当会社に書面にて通知し、当会社が承認した場合であって、保険契約者が保険証券付属別紙記載の追加保険料を払い込んだとき限りです。

(2) (1) の追加保険料の払込みについては、変更特約第 4 節第 1 条（保険料の返還、追加または変更）(4) の規定を適用します。

(3) (1) の保険契約の条件の変更は、この保険契約の保険期間において 1 回に限り行うことができるものとします。

(4) 再現支払限度額の適用は、(1) の保険契約の条件の変更を当会社が承認した時に開始します。

(5) (1) の保険契約の条件の変更を当会社が承認した場合は、第 22 条 (5) の規定は、次のとおり読み替えます。

| 読替前 | 読替後 |
|--|--|
| 当会社がこの保険契約に基づき支払う保険金の額は、すべての被保険者に対して支払う保険金の額を合算して、保険証券記載の保険期間中総支払限度額を限度とします。 | 当会社がこの保険契約に基づき支払う保険金の額は、すべての被保険者に対して支払う保険金の額を合算して、既発生対象事由および未発生対象事由に起因する損害のそれぞれに対して、保険証券記載の保険期間中総支払限度額を限度とします。 |

第26条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約につき**他の保険契約等**がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額（以下「支払責任額」といいます。）の合計額が損害の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

① **他の保険契約等**から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額

② **他の保険契約等**から保険金または共済金が支払われた場合

損害の額から、**他の保険契約等**から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

第4章 その他

第27条（読み替規定）

(1) この保険契約においては、普通保険約款「第4章 保険契約者または被保険者の義務」から「第7章 管轄裁判所および準拠法」までの次の規定をそれぞれ下表のとおり読み替えます。

| 普通保険約款の規定 | 読み替前 | 読み替後 |
|----------------------------------|--|--|
| 第12条（告知義務） (3) ③ | 第1条（保険金を支払う場合） の損害賠償請求がなされる前 | 対象事由が発生する前 |
| 第12条（4）および 第18条（重大事由による解除）(3) | 第1条の損害賠償請求 | 対象事由 |
| 第12条（5）および 第13条（通知義務） (5) | なされた第1条の損害賠償請求 | 発生した対象事由 |
| 第13条（4） | なされた第1条（保険金を支払う場合）の損害賠償請求 | 発生した対象事由 |
| 第18条（3） | 第1条（保険金を支払う場合） の損害賠償請求 | 対象事由 |
| 第24条（損害賠償請求等の通知）(1) | 被保険者が損害賠償請求を受けた | 対象事由が発生した |
| 第24条（1）① | 損害賠償請求者の氏名および被保険者が最初にその請求を知った時の状況を含め、申し立てられている行為および原因となる | 被保険者 が最初にその対象事由を知った時の状況を含め、対象事由の内容およびその対象事由の原因となる事実およ |

| | 事実に関する情報 | び行為に関する情報 |
|---|---|--|
| 第24条（2） | 保険期間中に | この保険契約の保険期間中または 延長責任期間 中に |
| 第24条（2） | 被保険者に対して損害賠償請求がなされるおそれのある状況（ただし、損害賠償請求がなされることが合理的に予想される状況に限ります。） | 対象事由が発生するおそれのある状況（ただし、対象事由が発生することが合理的に予想される状況に限ります。） |
| 第24条（2） | 被保険者に対してなされた損害賠償請求は、保険契約者または被保険者がその状況を知った時（知ったと合理的な理由に基づき判断できる時）をもってなされたものとみなします。 | 発生した対象事由は、保険契約者または 被保険者 がその状況ならびにその原因となる事実および行為について当会社に書面により通知した時またはこの保険契約の保険期間の末日（ただし、経営責任総合補償特約条項第10条（延長期間）または第12条（退任役員についての特則）の規定が適用される場合は、 延長責任期間 の末日とします。）のいずれか早い時をもって発生したものとみなします。 |
| 第25条（争訟費用、法律上の損害賠償金）(1) | 当会社は、必要と認めた場合は、損害賠償請求の解決に先立って、あらかじめ争訟費用を支払うことができるものとします。 | 当会社は、この約款の規定により保険金を支払えないことが見込まれる場合を除き、対象事由の終結に先立って、あらかじめ、この保険契約で保険金支払の対象となる費用（以下「各種費用」といいます。）を支払います。 |
| 第25条（1）および (3) ならびに第28条（保険金の請求） (3) ⑤ | 争訟費用 | 各種費用 |
| 第25条（4） | 被保険者およびその他の者に対してなされた損害賠償請求に関する事実およ | 被保険者 およびその他の者に発生した各種費用 |

| | | |
|-----------------------------------|--------------------------------|--------------------------|
| | する争訟費用 | |
| 第26条(損害賠償請求解決のための協力)(1) | 被保険者に対する損害賠償請求 | 対象事由 |
| 第27条(先取特権—法律上の損害賠償金)(1)または第28条(1) | 第1条(保険金を支払う場合)の損害賠償請求 | 損害賠償請求 |
| 第27条(2)および第28条(2)① | 第2条①の損害 | 法律上の損害賠償金 |
| 第28条(1) | 第2条(損害の範囲)①の損害 | 法律上の損害賠償金 |
| 第28条(1) | 第2条②の損害 | 各種費用 |
| 第28条(2)① | 第1条の損害の額 | 法律上の損害賠償金の額 |
| 第28条(2)② | 同条②の費用に対するものは、その第1条の損害の額が確定した時 | 各種費用に対するものは、その費用の額が確定した時 |
| 第29条(保険金の支払時期)(1)および(2)⑤ | 損害賠償請求の原因 | 対象事由の原因 |
| 第29条(1)① | 損害賠償請求がなされた状況 | 対象事由が発生した状況 |

(2) この保険契約においては、変更特約の次の規定をそれぞれ下表のとおり読み替えます。

| 変更特約の規定 | 読替前 | 読替後 |
|---|-------------|-----------|
| 第2節第1条(保険料の払込方法等)(2)、第2節第3条(第2回目以降の保険料不払の場合の免責等)(1)、第3節第1条(保険料不払による保険契約の解除)(2)、第4節第1条(保険料の返還、追加または変更)(4)および第4節第3条(保険料を変更する必要がある場合に損害賠償請求がなされた時等の取扱い)(3) | なされた損害賠償請求 | 発生した対象事由 |
| 第2節第1条(3)②および | 損害賠償請求がなされた | 対象事由が発生した |

| | | |
|---------------------------------|-------------|-----------|
| (4) ①ならびに第4節第3条(1)①、②、(2)および(5) | | |
| 第2節第1条(4)ならびに第4節第3条(1)および(2) | 損害賠償請求による損害 | 対象事由による損害 |

第28条(普通保険約款等との関係)

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しない限り、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

制裁等に関する特約条項

この保険契約において保険金を支払うべき損害、損失、傷害または費用（以下「損害等」といいます。）が発生した場合において、保険金の支払を行うことにより当会社が次の制裁、禁止、規制または制限（以下「制裁等」といいます。）を受けるおそれがある場合は、その損害等に対しては、いかなる場合においても、当会社は、保険金を支払いません。

- ① 国際連合の決議に基づく制裁等
- ② 欧州連合、日本国、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国またはアメリカ合衆国の貿易または経済に関する制裁等
- ③ ①または②以外の制裁等

特定危険不担保特約条項

(会社役員賠償責任保険(経営責任総合補償特約条項)用)

第1条 (保険金を支払わない場合)

当会社は、**個人被保険者**に対してなされた次の損害賠償請求に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① **個人被保険者**である**役員**の配偶者、六親等内の血族または三親等内の姻族からなされた損害賠償請求
- ② **会社**に次のいずれかに該当する事由が生じたことに関連して、**会社**に対して債権を有する第三者からなされた損害賠償請求
 - ア. 破産手続、再生手続、更生手続もしくは特別清算の開始の申立てがあったこと、または清算手続に入ったこと。
 - イ. 手形交換所において取引停止処分がなされたこと。

第2条 (通知義務)

- (1) **会社**が有価証券を証券取引所に上場する場合は、保険契約者または**被保険者**は、あらかじめ、書面によりその旨を当会社に通知し、承認を請求しなければなりません。
- (2) (1) に規定する手続を怠った場合は、当会社は、(1) の事実が発生した時から当会社が(1) の変更依頼書を受領するまでの間になされた損害賠償請求に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。
- (3) 当会社は、(1) の承認の請求を受けた場合は、保険料に関する規定の変更特約条項第4節第1条(保険料の返還、追加または変更)(1)②に該当するものとみなして、保険料に関する規定の変更特約条項の規定を適用します。

第3条 (普通保険約款等との関係)

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、会社役員賠償責任保険普通保険約款および経営責任総合補償特約条項ならびにこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

会社有価証券賠償責任等不担保特約条項

(会社役員賠償責任保険(経営責任総合補償特約条項)用)

第1条 (保険金を支払わない場合)

- (1) 経営責任総合補償特約条項第4条 (保険金を支払う場合－会社有価証券賠償責任) または第5条 (保険金を支払う場合－会社費用) ⑤もしくは⑥の規定にかかるわらず、当会社は、**会社**に対して**有価証券損害賠償請求**がなされたことにより、**会社**が次の①から④までを負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① **法律上の損害賠償金**
 - ② **争訟費用**
 - ③ **危機管理コンサルティング費用**
 - ④ **危機管理対策実施費用**
- (2) 経営責任総合補償特約条項第5条④の規定にかかるわらず、当会社は、**会社**が**改善報告書等作成費用**を負担したことにより被る損害に対しては、保険金を支払いません。

第2条 (普通保険約款等との関係)

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、会社役員賠償責任保険普通保険約款および経営責任総合補償特約条項ならびにこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

サイバーインシデント損害担保特約条項

(会社役員賠償責任保険(経営責任総合補償特約条項)用)

第1条 (損害の範囲)

経営責任総合補償特約条項（以下「経営責任特約」といいます。）およびこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定に基づき保険金を支払うべき損害または損失には、サイバーインシデントに起因する損害または損失を含みます。

第2条 (用語の定義)

この特約条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

| 用語 | 定義 |
|------------|---|
| サイバーインシデント | <p>次の事象をいいます。</p> <p>ア. サイバー攻撃により生じた事象</p> <p>イ. サイバー攻撃以外の事由により生じた次の事象</p> <p>(ア) 不測の事由により生じた、ソフトウェアまたは磁気的もしくは光学的に記録されたデータの滅失、破損、書換え、消失または流出</p> <p>(イ) 不測の事由により生じた、コンピュータシステムへのアクセスの制限</p> <p>(ウ) 不測の事由により生じた、コンピュータシステムの機能の停止、誤作動または不具合。ただし、(ア) および(イ) を除きます。</p> <p>(エ) コンピュータシステムの誤った処理、使用または操作により生じた事象。ただし、(ア) から(ウ) までを除きます。</p> |
| サイバー攻撃 | <p>コンピュータシステムへのアクセスまたはその処理、使用もしくは操作に関して行われる、正当な使用権限を有さない者による不正な行為または犯罪行為（正当な使用権限を有する者が、有さない者に加担して行った行為を含みます。）をいい、次の行為を含みます。</p> <p>ア. コンピュータシステムへの不正アクセス</p> <p>イ. コンピュータシステムの機能の停止、阻害、破壊または誤作動を意図的に引き起こす行為</p> <p>ウ. マルウェア等の不正なプログラムもしくはソフトウェアの送付またはインストール（他の者にソフトウェアをインストールさせる行為を含みます。）</p> <p>エ. コンピュータシステムで管理される磁気的または光学的に記録されたデータの改ざん、またはそのデータを不正に入手する行為</p> |

コンピュータシステム

情報の処理または通信を主たる目的とするコンピュータ等の情報処理機器・設備およびこれらと通信を行う制御、監視、測定等の機器・設備が回線を通じて接続されたものをいい、通常回線、端末装置等の周辺機器、ソフトウェアおよび磁気的または光学的に記録されたデータならびにクラウド上で運用されるものを含みます。

第3条 (普通保険約款等との関係)

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、会社役員賠償責任保険普通保険約款および経営責任特約ならびにこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

追加保険料の払込猶予に関する特約条項

(会社役員賠償責任保険(経営責任総合補償特約条項)用)

第1条 (追加保険料の払込期日)

保険料に関する規定の変更特約条項（以下「変更特約」といいます。）第4節第1条（保険料の返還、追加または変更）(4)の規定にかかわらず、この保険契約において、保険契約者は、変更特約第4節第1条(3)に規定する追加保険料（以下「追加保険料」といいます。）を、変更日の属する月の翌月末（以下「払込期日」といいます。）までに払い込まなければなりません。

第2条 (追加保険料払込み前の事故)

- (1) 保険契約者が前条の規定に従い払込期日までに追加保険料を払い込んだ場合は、当会社は、会社役員賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）および変更特約に規定する追加保険料の領収前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しません。
- (2) 被保険者が払込期日までに保険金の支払いを受ける場合は、その支払いを受ける前に、保険契約者はその払込期日までに払い込むべき追加保険料の全額を当会社に払い込まなければなりません。保険契約者がその払い込むべき追加保険料の全額を払い込む前に当会社が保険金を支払っていた場合は、当会社は既に支払った保険金の返還を請求することができます。

第3条 (追加保険料不払いによる保険契約の解除)

- (1) 保険契約者が払込期日までに追加保険料を払い込まない場合は、当会社は、保険証券記載の保険契約者の住所にあてて書面により解除の通知をして、保険契約を解除することができます。
- (2) (1)による解除の効力は、保険契約始期に遡及してその効力を生じます。

第4条 (普通保険約款等との関係)

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款および経営責任総合補償特約条項ならびにこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。